

熊本大学大学院法曹養成研究科  
における組織評価  
自己評価書

平成 26 年 9 月 30 日  
15. 大学院法曹養成研究科



## 目次

I 熊本大学大学院法曹養成研究科の現況及び特徴 .....	4
II 教育の領域に関する自己評価書 .....	7
1. 教育の目的と特徴 .....	8
2. 優れた点及び改善を要する点の抽出 .....	9
3. 観点ごとの分析及び判定 .....	9
4. 質の向上度の分析及び判定 .....	25
III 研究の領域に関する自己評価書 .....	26
1. 研究の目的と特徴 .....	27
2. 優れた点及び改善を要する点 .....	28
3. 観点ごとの分析及び判定 .....	28
4. 質の向上度の分析及び判定 .....	33
IV 社会貢献の領域に関する自己評価書 .....	34
1. 社会貢献の目的と特徴 .....	35
2. 優れた点及び改善を要する点の抽出 .....	36
3. 観点ごとの分析及び判定 .....	36
4. 質の向上度の分析及び判定 .....	44
V 国際化の領域に関する自己評価書 .....	46
1. 国際化の目的と特徴 .....	47
2. 優れた点及び改善を要する点の抽出 .....	49
3. 観点ごとの分析及び判定 .....	49
4. 質の向上度の分析及び判定 .....	53
VI 男女共同参画に関する自己評価書 .....	54
1. 男女共同参画の目的と特徴 .....	55
2. 優れた点及び改善を要する点の抽出 .....	56
3. 観点ごとの分析及び判定 .....	56
4. 質の向上度の分析及び判断 .....	58
VII 管理運営に関する自己評価書 .....	59
1. 管理運営の目的と特徴 .....	60
2. 優れた点及び改善を要する点の抽出 .....	61
3. 観点ごとの分析及び判定 .....	61
4. 質の向上度の分析及び判定 .....	79

## I 熊本大学大学院法曹養成研究科の現況及び特徴

### 1 現況

- (1) 学部等名：熊本大学大学院法曹養成研究科
- (2) 学生数及び教員数（平成 26 年 5 月 1 日現在）  
：学生数 33 人、専任教員数（現員数）：18 人

### 2 特徴

熊本大学大学院法曹養成研究科（以下、「本研究科」という。）は、九州中央に位置し、熊本市（人口約 74 万人）中央区黒髪緑豊かなキャンパスにあり、熊本大学法学部・法学研究科を母体とし、ここから独立する形で平成 16 年 4 月に開設された。

九州中南部地域ではそれまで、法曹（とりわけ弁護士）の数が極めて少ないことに加えて、都市部に偏在しているために、地域住民の司法へのアクセスやリーガル・サービスの享受が困難な状況にあった。また、複雑化・多様化する社会において生起し増大する法的紛争に、法廷の内外を問わず、公正かつ迅速に対応する法曹養成が課題とされていた。これらの要請に応えるため本研究科は設立され、地域に密着し新たな法的ニーズにも的確に対処できる質の高い法曹の増加が求められていた。開設以降これまでに本研究科は 31 人の法曹を社会に送り出している。その多くは熊本地域を中心に紛争解決に向けた弁護士活動を多面的かつ精力的に行っている。

今後とも、21 世紀を担う法曹には、基礎的かつ普遍的な法曹としての能力に加えて、地域特有の法的ニーズに応える能力、さらには、たとえばグローバル化する経済や少子・高齢社会の中で新たに生起する法的問題を解決する能力が必要である。この様々な社会的要請に応えるために、本研究科は、とりわけ次の二つの能力を兼ね備えた法曹を育成している。第一は、家庭医としての能力。すなわち、住民の社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供する能力である。第二は、専門医としての能力。すなわち、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」、「企業再生」といった新しい法的ニーズに対応できる能力である。これらの法的能力のみならず、豊かな人間性、幅広い教養、高い倫理観を備えた質の高い法曹の養成をめざし、本研究科は、教育課程を「法理論の基礎」、「法理論の応用」、「法実務の基礎」の 3 つのステージで構成し、法理論教育を段階的に行うとともに、その後に法理論の具体的適用・応用過程、すなわち法理論と実務を架橋する完結的な教育課程を置き、プロセスとしての法曹養成を強く意識した教育を行っている。このため、1 年次については 2 年次に進級する際に、2、3 年次についてはセメスターごとに、進級判定制度を導入し、本研究科における法曹養成教育が段階的かつ完結的となるよう目論んでいる。さらに、平成 19 年度からは、GPA を進級判定制度と修了認定制度に導入し、これら一層の厳格化を図っている。

本研究科入学者の多数が多様性をもつ法学未修者であることから、平成 22 年度には、未修者の基礎学力向上のため、「法理論の基礎」としての法律基本科目群に新科目を開設する等して、必修 6 単位を 1 年次に追加した。さらに、1 年次法律基本科目については、再履修クラスを設ける等して、学生全体の基礎学力のかさ上げを試みている。エクスターンシップをはじめとする法律実務基礎科目の実施内容について平成 21 年度に充実を図った。加えて、九州大学、鹿児島大学及び琉球大学の各法科大学院と地域に密着した教育連携等を行い、共同模擬裁判の開催や博士後期課程進学のための科目設置等、九州・沖縄地域全体での法曹養成教育の強化とその質の向上にも努めている。

本研究科は、入学定員 22 人（平成 26 年度から 16 人）のもと、入学試験を複数回、複数試験場で実施し、入学機会を広く提供して受験者を幅広く集めるとともに、厳格な入試判定を行っている。その上で、徹底した少人数教育を実践し、教育効果を高めるため、シラバスの電子化、法情報データベースの利用、授業の録画・ウェブ上での視聴等、IT 教育環境を整備・活用している。また、インストラクター制度等の導入により、学生の履修指導のみな

らず、生活指導もきめ細かく懇切丁寧に行っている。さらに、学生への生活支援として、本研究科独自の奨学金給付制度も設けている。なお、韓国嶺南大学ロースクールと交流協定を結び、法曹養成教育についてのシンポジウムを開催する等して、教育の質の向上をめざしている。

### 3 組織の目的

#### 1) 教育上の理念及び目標

21世紀、わが国においては、「IT技術の革新」や「経済のグローバル化」、「少子高齢社会化」等が急速に進み、社会生活上の基礎的かつ普遍的な法的ニーズのみならず、様々な法的ニーズが新たに発生している。また、複雑化・多様化した現代社会において、次々と生起する法的紛争には、法廷においてだけではなく、企業や地方公共団体においても、迅速に対応する法曹が必要である。ここには、法的ルールに基づき、自由かつ公正な社会の形成を図るため、国民間の利害の調整や紛争の予防及び解決を専門的知識によって公正・誠実に行うことのできる法曹養成が求められている。

こうした社会的要請に応えるため、本研究科は、質の高い法理論教育を段階的に行うとともに、法理論の具体的適用・応用過程、すなわち法理論と実務を架橋する完結的な教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を行い、豊かな人間性、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを理念・目標としている。

#### 2) 養成する法曹像

本研究科においては、次の二つの能力を兼ね備えた法曹を育成する。

第一は、家庭医としての能力。すなわち、地域住民の社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供する能力である。

第二は、専門医としての能力。すなわち、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」、「企業再生」といった新しい法的ニーズに対応できる能力である。

この二つの能力を兼ね備える法曹を養成し、質の高い法的サービスを提供する。



## Ⅱ 教育の領域に関する自己評価書

## 1. 教育の目的と特徴

- 1) 大学院法曹養成研究科は、質の高い法理論の教育を体系的に行うとともに、法理論と実務を架橋する教育を強く意識した段階的な法曹養成教育を行うことで、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを理念・目的とする専門職大学院である。
- 2) 本研究科は、家庭医としての能力（地域住民の社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供することのできる能力）と専門医としての能力（公共政策法務、高齢者福祉と財産管理、企業コンプライアンス、企業再生という新しい法的ニーズに対応できる能力）を兼ね備える質の高い法曹養成を教育目的とし、①高度で専門的職業能力を有する人材を養成し、②その目標が適切に達成されているかを検証・改善するという中期目標を設定している。
- 3) 本研究科の教育目的である、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを実現するため、法律家になるための適性や学力を有する者のほか、豊かな社会経験のある社会人を受け入れている。
- 4) 本研究科は、入学定員を22人（平成26年度から16人）として徹底した少人数教育を行うと共に、研究者教員と実務家教員からなるインストラクター制を導入して、入学前指導や学期初めの履修指導等を徹底し、学習や学生生活についてきめ細かい指導を行っている。
- 5) 本研究科は、附属臨床法学教育研究センターを設置し、法理論と実務を統合した臨床法学教育の実践と教育方法の開発に取り組んでいる。学生は、本研究科専任の実務家教員の指導の下に「リーガル・クリニック」を履修し、生の事案や事件・記録に接しながら法理論の応用と実務の技能を学んでいる。
- 6) 本研究科は、平成19年度及び24年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構の法科大学院認証評価を受審し、いずれも評価基準に適合しているとの認定を受けている。

### [想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴等に照らし、本研究科は在学生・受験生、その家族、修了者とその雇用主、地域社会等の関係者を想定し、在学生らからは法曹としての課題発見・解決能力を涵養すること、修了者らからは法曹としての課題発見・解決能力を発揮して法曹として活躍すること、地域社会からは地域の法的ニーズに応える法曹を養成することなどの期待を受けている。



## 2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

### 【優れた点】

- ・入学生は、法学部出身者のみではなく、社会人・非法学部生の比率も大きく、3年標準コースを基本とし、当初からの法科大学院設置の理念・趣旨に合致している。
- ・教員は、研究者教員と実務家教員とがバランスよく配置されており、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うための必要で高度な能力を有している。
- ・入学定員22人(平成26年度から16人)で、「予習ゼミ」や「復習クラス」等を設けて、少人数教育のなかで、きめ細かな指導をしている。
- ・本研究科を修了し、司法試験に合格し法曹になった者の地域(九州・熊本)への定着率が高く、地域への貢献が大きい。

### 【改善を要する点】

- ・入学者選抜試験において入学者を増加させるとともに、結果としての司法試験合格率を上昇させる努力が必要である。

## 3. 観点ごとの分析及び判定

### 分析項目Ⅰ 教育活動の状況

観点 教育実施体制
-----------

(観点到に係る状況)

専門職大学院である本研究科は、法曹養成専攻からなり、家庭医と専門医としての2つの能力を有し、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹の養成を目的とする。

本研究科は、法曹養成のために必要な教育を体系的に行うために専任教員を16人、兼任・兼任教員を42人(学内措置によるみなし専任教員2人を含む)、合計58人を置いており、専門職大学院の設置基準を満たしている。また、研究者教員と実務家教員のバランスは適切であり、法律基本科目群をはじめとする各科目群に専任教員がもれなく配置されている(資料A-1-1-1-1、A-1-1-1-2)。研究者教員が専攻分野について教育上・研究上の優れた業績をもち、実務家教員は、弁護士、検察官、裁判官等の経験を有しており、教育分野についての高度の技術・技能や優れた知識を有している。このことは、認証評価の結果から明らかである。

(認証評価の結果について、<http://www.ls.kumamoto-u.ac.jp/pdf/24hyouka.pdf>)

入学者の選抜において、定員充足率との関係で、定員を平成26年度入試(平成25年度実施)から22人を16人とした。入学定員充足率は概ね50%であり、(A-1-1-1-3)学生定員充足率も減少している(資料A-1-1-1-4)。このため、入試説明会、試験会場、受験機会をふやしたり、面接重視型入試を取り入れる等して、定員充足率・入学者を増やすための努力をしている(資料A-1-1-1-5)。本研究科は入学者構成比において、法学部出身者のみならず社会人・非法学部の比率も大きい(資料A-1-1-1-6)。これは、多様な人材を各方面から集めて教育するという、法科大学院設置の趣旨に合致している。

本研究科は、教員の教育力向上のため、FD委員会を設置し、組織的かつ継続的に次の活動を行っている。①授業アンケートの実施、②前学期と後学期に授業参観と授業評価を行うこと、③学期ごとの学生への成績配付の前にインストラクター会議を開き、学生の成績状況と授業に対する意見を検討すること、④教育内容及び教育方法改善のための講演会を実施すること、⑤教育内容及び教育方法の改善のための情報や研究成果を収集すること。

とりわけ、②においては、授業参観の目的、対象科目、期間等を毎回定めて実施し、参観者には「良かったと感じたこと」、「改善した方がよいと感じたこと」等について記入す

「授業参観感想」の提出をもとめている(資料 A-1-1-1-7、A-1-1-1-8、A-1-1-1-9、A-1-1-1-10)。これらの資料は、FD 委員会でまず検討分析し、「授業評価のための会議」の討議資料としている。また、これらの結果は、インストラクター会議や1年生の必修科目担当者会議においても参照されている。

さまざまな FD 活動と並んで、教育プログラムの質保証・質向上の一環として厳格な成績評価が求められる。このため、本研究科では、成績評価及び評価基準等を定め(資料 A1-1-1-11)、教員に成績評価の際に周知するとともに、これを学生には学生便覧やシラバスなどで明示している。また、成績評価に質問や疑問のある場合に、学生は所定の手続を経て、質問・疑問を提起し、最終的には異議を申し立てることができる(資料 A-1-1-1-12、A-1-1-1-13、A-1-1-1-14)。(中期計画番号 K10.16.24)

資料 A-1-1-1-1 専任教員数

H25.5.1 現在

区分	専任教員					兼任・兼任教員
	専任教員	専・他	実・専	実・み	合計	
教授	6	0	1	2	9	42
准教授	7	0	0	0	7	

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 A-1-1-1-2 科目別の専任教員数(延べ人数)

H25.5.1 現在

法律基本科目							基礎法律実務科目	隣接基礎法学科目	先端展開科目
憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法			
1	1	4	1	1	2	2	3	1	9

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 A-1-1-1-3 入学者選抜の実施状況

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入学定員	22	22	22	22 (既修5、未修17)	16 (既修4、未修12)
志願者数	82	47	39	36	25
受験者数	76	35	37	34	21
合格者数	37	18	18	17	10
競争倍率	2.05	1.94	2.05	2.00	2.10
入学者数	19	16	11	9	8
入学定員充足率	0.86	0.72	0.50	0.40	0.50

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 A-1-1-1-4 学生定員と現員

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
收容定員	82	74	66	66
現員	91	81	66	39
定員充足率	110.98%	109.46%	100.00%	59.09%

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

## 資料 A-1-1-1-5 本研究科入試説明会実施状況

年度	実施月日	実施場所・実施会場	参加人数(人)
H22	22.5.29	熊本大学	13
	22.6.26	天神ビル(福岡)	7
	22.7.4	辰巳法律研究所 東京本校	1
	22.7.10	W セミナー高田馬場校 I 館(東京)	1
	22.7.11	辰巳法律研究所 大阪本校	2
	22.7.14	熊本大学	7
	22.7.17	福岡ビル	2
	22.12.11	熊本大学	2
H23	23.6.25	読売新聞社主催(貿易広告社) 福岡会場	6
	23.7.13	熊本大学 文・法学部棟A3教室	12
	23.8.6	熊本大学 全学教育棟E105教室	2
H24	24.6.20	宮崎大学 教育文化学部講義棟 1 階 L102	9
	24.6.23	天神ビル 11 階会議室	12
	24.6.27	北九州市立大学 本館 B-302 教室	2
	24.6.27	熊本大学 文法棟 A3 講義室	9
	24.6.30	辰巳法律研究所 京都本校	2
	24.7.5	佐賀大学 教養教育 2 号館 232 教室	2
	24.7.5	長崎大学 経済学部本館 23 演習室	2
	24.7.9	TAC 渋谷校	12
	24.7.14	熊本大学 文法棟 A3 講義室	5
	24.8.8	熊本大学 全学教育棟 E105 教室	24
	24.10.22	志學館大学会議室	10
H25	25.6.12	熊本大学文法棟 A3 講義室	5
	25.6.15	辰巳法律研究所 名古屋本校	資料参加
	25.6.16	辰巳法律研究所 東京本校	資料参加
	25.6.16	辰巳法律研究所 福岡会場	資料参加
	25.6.22	電気ビル共創館(福岡市中央区)	5
	25.6.29	辰巳法律研究所 京都本校	1
	25.6.29	熊本大学文法棟 A3 講義室	3
	25.8.2	熊本大学文法棟研究会室 2	6
	25.11.6	熊本大学文法棟 A3 講義室	6
	25.11.26	志學館大学	9
	25.12.14	(株)東京リーガルマインド LEC 熊本本校	中継参加
	25.12.18	佐賀大学教養教育 2 号館 232	7
	26.1.14	宮崎産業経営大学	2
	26.1.29	宮崎大学	3

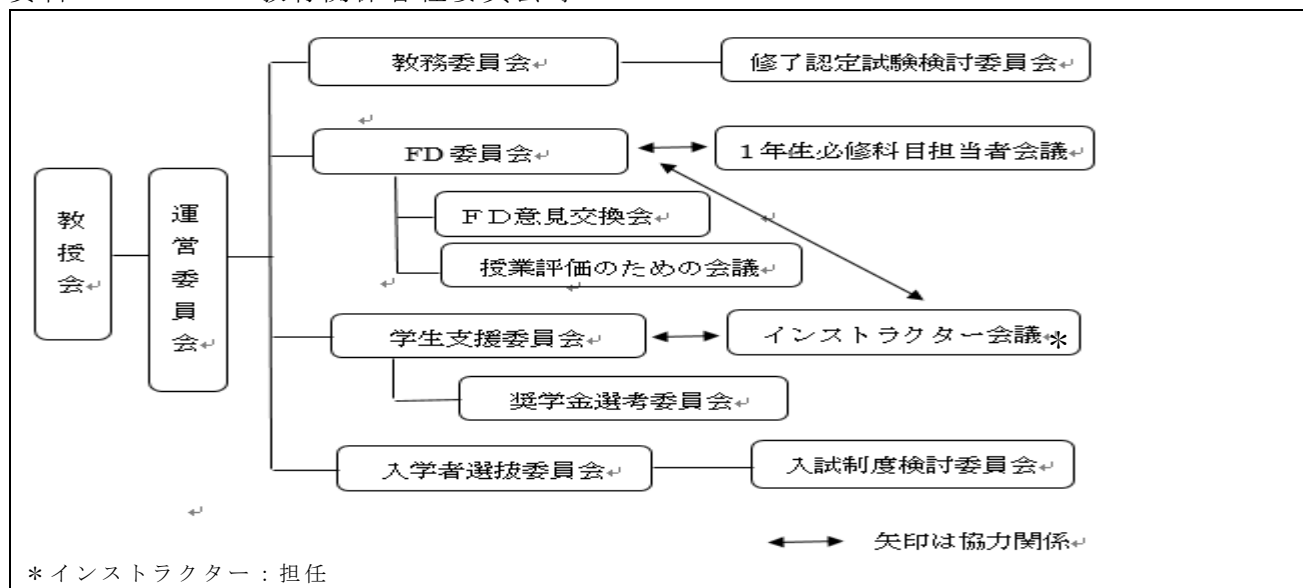
(出典:熊本大学データ集)

資料 A-1-1-1-6 入学者構成比

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
入学者数	19	16	11	9
社会人	15.8%	37.5%	36.4%	44.4%
非法学部	10.5%	12.5%	9.1%	0.0%
法学部	73.7%	50.0%	54.5%	55.6%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 A-1-1-1-7 教育関係各種委員会等



(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 A-1-1-1-8 授業参観の実施依頼

平成25年11月 7日

兼任教員 各位

法曹養成研究科  
FD委員会委員長

授業参観の実施について(依頼)

平素より、本研究科の教育にご尽力賜り、誠にありがとうございます。  
この度、標記の件につきまして、本研究科における授業改善に資することを目的とし、下記のとおり授業参観を実施いたしますので、ご協力の程、お願い申し上げます。  
なお、やむを得ない理由で授業参観にご協力いただけない場合は、大変お手数ですが、その理由を平成25年11月11日(月)までに文書にてご提出ください。

記

- 実施時期  
平成25年11月25日(月)～平成25年12月 6日(金)
- 対象科目  
平成25年度後学期 2年生科目  
(理由) 2年生について、基礎学力向上の必要性が指摘されていることから、課題を共有し、解決策を模索するため。
- 実施方法  
対象科目について、本研究科専任教員が参観いたします。後日、授業参観を実施した科目について、本研究科専任教員で意見交換会を開催します。意見交換会の結果につきましては、追ってお知らせいたします。
- その他  
本研究科学生の学習態度につきまして、ご意見等ございましたら、平成25年11月15日(金)までに、文書にてご提出ください。

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

## 資料 A-1-1-1-9 授業参観の実施状況 (H25 年度後期)

2013年度後期授業参観表										
授業参観日:	11月25日(月)	~	12月 6日(金)							
授業評価日:	12月11日(水)	教授会終了後								
授業評価日の参加の有無:	参加	・	不参加							
	11月25日	11月26日	11月27日	11月28日	11月29日	12月2日	12月3日	12月4日	12月5日	12月6日
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
1限				法と経済学					法と経済学	
教室				F103					F103	
参加の有無										
2限	労働法 I	倒産法 I	刑事法発展			労働法 I	倒産法 I	刑事法発展		
教室	法廷教室	遠隔	F103			法廷教室	遠隔	F103		
参加の有無										
3限		税法	民法発展 II	商法発展	民事要件事	公共政策法	税法	民法発展 II	商法発展	民事要件事
教室		共同実習室	F103	F103	F103	遠隔	共同実習室	F103	F103	F103
参加の有無										
4限				情報法	公法発展	公共政策法			情報法	
教室				F104	F103	遠隔			F104	
参加の有無										
5限		国際私法			公法発展		国際私法			
教室		遠隔			F103		遠隔			
参加の有無										
6限		少子高齢社					少子高齢社			
教室		F103					F103			
参加の有無										

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

## 資料 A-1-1-1-10 授業参観感想

参観科目・教員名	科目： 刑事法発展 担当教員： ■■■先生
参観日時・テーマ	25年 11月 27日 10時 20分～ 11時 50分 テーマ：
良かったと感じたこと	【授業の内容】 問題文から問題点は何かを考えさせ、その問題点につき具体的にどういう思考をすればいいのか分かりやすかった 【授業の運営】 学生に発言させながら双方向的な授業だった 【その他】 実務経験を踏まえながら刑事訴訟法上の問題点を学生に考えさせており分かりやすかった。学生にとっては実務のイメージがわき、興味深い内容だと思う。実際の(と同様の)実況見分調書を手にしながらかえさせるのも理解させるのにいいと思う。 あてはめで具体的事情をひろいあげることの重要性、それらを総合的に考慮する必要があることを学生に教えていてよかった。具体的なあてはめは学生は苦手なので、判例でどういう事情がプラス事情、マイナス事情として考慮しうるかを抽出してあるのはよかった。
改善した方がよいと感じたこと	【授業の内容】 【授業の運営】 【その他】
その他気付いたこと	
担当者からのコメント (授業を公開した感想、参観感想へのコメント等を記載して下さい)	刑事手続は、教科書等だけを読んでもイメージが浮かばずわかりにくい反面、実際の手続を経験すればそれほど難しいものではない。例えば今回の授業で取り扱った実況見分調書についていえば、教科書等の記述だけだと学生はまったくイメージがわかず、理解不能と史料する。やはり現物に近いもの(今回使用は教育用に作成されたもの)を示すことによって、学生にどのようなものかイメージしてもらった上で、問題点を考えさせる必要があると考える

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

## 資料 A-1-1-1-11 成績評価及び評価基準等について

成績評価及び評価基準等について		
1. 成績表の入力方法等		
(1) 成績評価と点数の対応は以下のとおりです。 各科目の最低到達目標に達している者の評点を60点とする絶対評価とします。		
評語	評価基準	評点
秀	到達目標を十分に達成し、きわめて優秀な成績をあげている	100～90点
優	到達目標を十分に達成し、優秀な成績をあげている	89～80点
良	到達目標を概ね達成している	79～70点
可	到達目標を最低限達成している	69～60点
不可	到達目標を達成していない	59～0点
(注)リーガル・クリニック、エクスターンシップは入学年度に関わらず「合格」「不合格」で表します。		
(2) 合格(「可」以上)と不合格(「不可」)の評価は絶対評価とします。		
(3) 厳格な成績評価に努めてください。定期試験を必ず実施し、平常点だけで成績評価することは避けてください。また、成績評価は原則として絶対評価としますが、全体として、「秀」や「優」に著しく偏った成績評価とならないよう努めてください(目安として「秀」と「優」合計で2割程度を上限とってください)。		
(4) 平常点については、質問に適切に答えられた回数、議論に有益な自主的発言の回数、レポート・小テスト等を総合して評価してください。出席それ自体を加算するいわゆる「出席点」は採用しないでください。		
(5) 授業担当者は、SOSEKI(学務情報システム)に成績評価の点数(素点)を入力してください。(兼任教員は、別添の成績記入表に成績評価の点数(素点)を記入し、押印の上で法曹養成研究科教務担当へ提出してください。提出していただいた成績は、法曹養成研究科教務担当にてSOSEKI(学務情報システム)に入力し、学生へ公表いたします。		
(6) 定期試験を受験しなかった者については×(未受験)と入力してください。履修登録をしたが、定期試験を受験しなかった科目の成績評価は、「不可」となります。なお、定期試験当日、学生が病氣、忌引き等により試験を受けることができなかった場合には、追試験を実施することがありますので、ご承知置ください。		
2. 学生への成績発表 成績評価は、SOSEKI(学務情報システム)を通じて発表されるので、学生はこれによって単位取得の有無等を確認します。		
3. 成績評価基準・答案の返却等 試験の答案は、授業担当者が添削し、採点をしたうえで、法曹養成研究科教務担当へ提出してください。学生への答案の返却は法曹養成研究科教務担当がまとめて行います。授業担当者は、成績評価にあたっては評価基準(答案の採点基準を含む)を作成し、定められた期日までに所定の形式でTKC(法科大学院教育研究支援システム)に登録してください。(兼任・兼任教員は、法曹養成研究科教務担当へ提出してください。) 法曹養成研究科教務担当のアドレス <a href="mailto:jsj-hougaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp">jsj-hougaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp</a>		

(出典：法曹養成研究科教務会資料)

## 資料 A-1-1-1-12 成績についての疑義・異議申立について(申し合わせ)

成績についての疑義・異議申立について(申し合わせ)	
	[平成25年 7月10日法曹養成研究科教務会承認]
【成績発表】	
1. 担当教員は、各学期の定期試験について、以下の日(以下、成績提出締切日という。)までに SOSEKI へ成績を入力する。 前学期: 前学期定期試験期間最終日から土・日・祝日を含む 15 日後 後学期: 後学期定期試験期間最終日から土・日・祝日を含む 10 日後	
2. SOSEKI への入力が可能でない非常勤講師については、成績提出締切日までに教務担当まで成績記入表を提出する。教務担当は、提出された成績記入表に基づき、SOSEKI へ成績を入力する。	
3. 学生は、成績提出締切日の翌日(以下、成績発表日という。)から SOSEKI で成績を確認する。	
【答案返却等】	
4. 担当教員は、成績提出締切日までに教務担当へ答案を提出する。	
5. 教務担当は、成績発表日から土・日・祝日を除く 1 日後から学生へ答案を返却する。ただし、後学期定期試験において、修了対象者以外の学生に限り、成績発表日から土・日・祝日を除く 3 日後から学生へ答案を返却する。	
6. 担当教員は、各学期の定期試験に係る評価基準・講評について、学生へ答案を返却する日と同日までに、別に定める方法で公表する。	
【質問・疑問の受付】	
7. 学生は、成績発表日から SOSEKI で成績を確認し、質問や疑問がある場合には、以下の期間において担当教員にその旨申し出る。 前学期: 成績発表日の土・日・祝日を除く 1 日後から、3 日以内 後学期: 成績発表日の土・日・祝日を除く 4 日後から、3 日以内。ただし、修了対象者に限り、成績発表日の土・日・祝日を除く 3 日以内	
8. 教員は、学生から質問や疑問の申し出を受けたときは説明に努めなければならない。	
【教務委員会のあつせん】	
9. 学生は、担当教員と面談ができない場合、または回答が得られない場合、教務委員会に対し、当該教員について、面談または回答に応じるようあつせんを求めることができる。	
10. 教務委員会は、上記の申し出に応じ、当該学生と担当教員との協議ができるよう、あつせんを行う。	
【異議申立】	
11. 教務委員会のあつせんによっても当該担当教員との協議ができない場合、回答が得られない場合、その他著しく不公正な事情がある場合、学生は、担当インストラクターと相談の上、以下の期間において別に定める方法で異議を申し立てることができる。 前学期: 成績発表日の土・日・祝日を除く 4 日後から、3 日以内 後学期: 成績発表日の土・日・祝日を除く 4 日後から、4 日以内。ただし、修了対象者に限り、成績発表日の土・日・祝日を除く 3 日以内	
12. 教務委員会は、上記異議申立の内容について審議し、別に定める方式にしたがい、意見書を作成する。教務委員会は、上記異議申立について、必要と認めた場合には、調査委員会を組織することができる。調査委員会は、教務委員長・当該教科関連科目の教員・他の教員各 1 名で組織する。	
13. 調査委員会は、上記異議申立の内容について審議し、教務委員会に対し、別に定める方式にしたがい、報告書を提出する。	
14. 教務委員会は、意見書の内容および回答を求める旨担当教員に通知する。	
15. 担当教員は、当該意見書に対し、すみやかに回答書を作成し、教務委員会に提出する。このとき、担当教員は、成績の修正を認めるときは、所定の修正手続を行う。	
16. 教務委員会は、意見書および回答書について、必要があると認めるときは、教授会の審議を求めることができる。	
【その他】	
17. 集中講義等の日程については、別に定める。	

(出典：法曹養成研究科教務会資料)

## 資料 A-1-1-1-13 成績についての疑義・異議申立について（告示）

## 告 示

平成25年 7月11日

学 生 諸 君 へ

法曹養成研究科長

本学では、厳格な成績評価を実施しています。  
本研究科においても、その一環として従来にならい、質問や疑問がある場合は、下記により受け付けます。また、それでも解決できなかったときは、異議申立てを受け付けますので、お知らせします。

## 記

## 【成績発表】

全学生 平成25年8月22日（木） SOSEKI(学務情報システム)で確認してください。

## 【答案返却】

全学生 平成25年8月23日（金） 教務担当窓口で返却いたします。

## 【質問及び疑問の受付】

履修した授業科目の成績評価について、当該授業担当教員に対する質問及び疑問を受け付けます。

## 1. 期 間

全学生 平成25年8月23日（金）～平成25年8月27日（火）

## 2. 方 法

当該担当教員または法曹養成研究科教務担当まで口頭で申し出てください。（直接教員に申し出る場合はメール等で面談を予約してください。）

ただし、担当教員と面談ができない場合、または回答が得られない場合には、教務委員会があっせんを行いますので、すみやかに教務担当を通じて申し出てください。

## 【異議申立ての受付】

教務委員会のあっせんによっても当該担当教員との協議ができないとき、回答が得られないとき、その他著しく不公正な事情がある場合は、異議申立ても可能です。所定の手続がありますので、法曹養成研究科教務担当を通じて、次により申立てを行ってください。

## 1. 期 間

全学生 平成25年8月28日（水）～平成25年8月30日（金）

## 2. 場 所・調査委員会等

	受付係	所掌委員会	備考
専門教育の科目	法曹養成研究科教務担当	法曹養成研究科教務委員会・調査委員会	必要に応じ、事情を聴取することがあります。

## 3. 方 法

書面の提出によります。書類は法曹養成研究科教務担当に用意してあります。

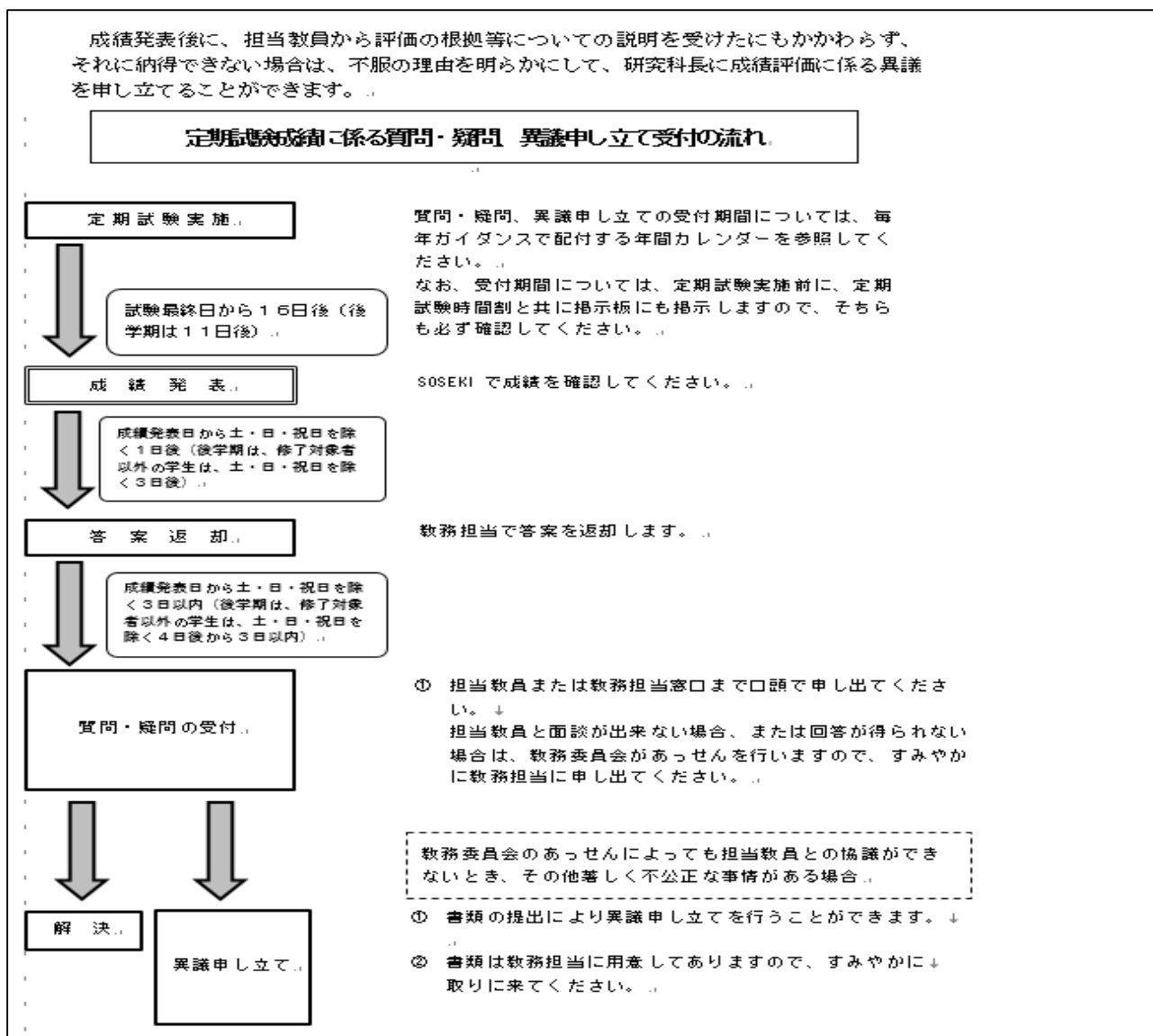
## 【成績の確認、履修科目の追加登録・変更】

① 成績に変更があった場合は、SOSEKIにより必ず確認してください。

② 成績が変更されたことに伴い、履修科目の追加登録や変更の必要性が生じた場合は当該研究科教務担当に相談してください。

（出典：法曹養成研究科教務委員会資料）

資料 A-1-1-1-14 成績評価に係る異議申し立て（フロー）



（出典：法曹養成研究科教授会資料）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

本研究科の教員組織は、能力・経験のある研究者教員・実務家教員をバランスよく配置され、専門職大学院としての目的を達成するために、効率的に編成されている。入学者選抜については、法科大学院進学者に伴う定員充足率減少の中、さまざまな工夫をしている。さらに、各種FD活動も盛んに行うとともに、シラバスの工夫や異議申し立て制度などを設けることにより、教育プログラムの質保証・向上を図っている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

**観点 教育内容・教育方法**

（観点に係る状況）

本研究科はディプロマ・ポリシー（DP）を定め、教育課程を編成している。（資料 A-1-1-1-15）この教育課程においては、家庭医としての能力に加えて、専門医としての能力を有する法曹を養成する。このために、社会に生起する種々の法的問題を合理的に解決するための法理論を学ぶ理論教育と要件事実や事実認定の基礎を学ぶ実務教育とを架橋することを



強く意識している。本研究科のカリキュラム編成においては、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群からなる授業科目について、適切な年次配当を行うとともに、社会の新しいニーズに対応した専門医としての能力を養成するために、4つの履修モデルを呈示している(資料 A-1-1-1-16)。

各授業科目において履修条件を定めることで、学生は1年次に法学の「法理論の基礎」から始めて、2年次を中心に「法理論の応用」に進み、さらに3年次を中心に「法実務の基礎」に至り、段階的かつ完結的に学べるようにしている。このため、本研究科は、GPA制度を導入し、進級要件は GPA1.8 以上、修了要件は GPA2.0 以上としている。なお、GPA 1.8 以上 2.0 未満の者には、修了者認定試験を行うことになっている。また、平成 22 年度には未修者の基礎学力向上のため「法理論の基礎」としての法律基本科目群に新科目を開設するなどして、必修 6 単位を 1 年次に追加した。以上のように、本研究科では、学生の段階的・系統的かつ完結的な履修に資するように、カリキュラムを適切に編成している。

さらに、他学部出身者や社会人に対しては、入学前学習指導やガイダンスで丁寧に学修指導するとともに、学年チーフインストラクターやインストラクターによる日常的な指導を行っている(資料 A-1-1-1-17)。

学生の主体的な学習のために、自習室などの施設の充実とともに、いつでもどこでも法文献・判例の検索ができるインターネット環境を備えている。これにより、学生は、講義を受ける前に、ネット上の電子シラバスを読むことによって、その内容を理解し、効果的に予習することが可能となる。このために、電子シラバスには、「履修条件」の他に、「学習の目標」、「試験・成績評価の方法」、「共通的な到達目標モデル項目」などが記載されている(資料 A-1-1-1-18)。

また、事前の授業資料の配付も行われている。とりわけ、1年生の法学未修者のために、熊本県弁護士会所属の本ロースクールを修了した若手弁護士による、「予習ゼミ」が週1回のペースで開かれている。そこでは、憲法・民法・刑法を中心に当該授業を受ける前にその予習方法や内容についてアドバイスを受ける。1年次開講の法律基本科目については、授業を受けた後に、担当専任教員による「復習クラス」を各科目2週に1回の割合で実施している。さらに、主として必修科目を中心にして授業収録を行っており、これをサーバーにアップロードすることで、授業内容を繰り返し学習できるようにし、自主学習の効果が上がるよう配慮している。(中期計画番号 K10.14.17.24)

#### 資料 A-1-1-1-15 本研究科のディプロマ・ポリシー

##### (1) 高度な専門的知識・技能及び研究力

法理論の基礎的知識のみならずその応用的能力をもち、法理論に裏付けられた実務的能力を身に付け、専門的な法的ニーズにも対応できる高度な能力を持っている。

##### (2) 学際的領域を理解できる深奥な教養力

幅広い教養を備え、法的な専門的知識のみならず、法に隣接する歴史的、哲学的、社会的及び経済学的観点から、人間や社会の在り方について物事を全体的に把握する能力を修得している。

##### (3) グローバルな視野と行動力

外国の法制度、法の歴史、国際的な法の知識を通じて、物事を相対的・批判的に把握する力を身に付け、グローバルな視点から法的課題に対応する能力を備えている。

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 A-1-1-1-16 本研究科の養成する法曹像及び教育課程との関連図



(出典:本研究科ウェブサイト)

## 資料 A-1-1-1-17 入学前学修指導スケジュール

## 平成 26 年度入学予定者に対する入学前学習指導スケジュール

意義・目的：入学予定者について、法律基本書を一応理解でき、前期の授業にスムーズについていける下地をつくる（対象：法学未修者）

## (1) 通信指導プラン 25 年 9 月末日～ 2 月初旬 憲法・民法・刑法 3 科目

## 【日程】（すべて月曜日）

<第 1 回オリエンテーション>	9 月 28 日（土）	*実施済み		
<第 2 回オリエンテーション>	11 月 23 日（土）	*出題への質問受付も兼ねる		
	出 題	提出	切 返	却
憲法②	11 月 25 日	12 月 2 日	12 月 9 日	
刑法②	12 月 9 日	12 月 16 日	12 月 23 日	
民法③	12 月 23 日	1 月 6 日	1 月 13 日	
民法④	1 月 13 日	1 月 20 日	1 月 27 日	

○課題は、多肢選択または○×式で簡単な理由を述べさせる程度の内容

○各科目について、事前学習用のテキスト・参考文献・担当者からのコメント等を一覧にしてオリエンテーション時に配布する

## (2) スプリングセミナー 3 月中 憲法・民法・刑法

## 【スプリングセミナーの簡易シラバスの提出時期】

2 月下旬

## 【日程】

(前半) 3 月 21 日（金）～ 3 月 23 日（日）

第 1 回	3 月 21 日（金）	12：50～14：20	憲法①
第 2 回	3 月 21 日（金）	14：30～16：00	憲法②
第 3 回	3 月 21 日（金）	16：10～17：40	憲法③
第 4 回	3 月 22 日（土）	10：20～11：50	憲法④
第 5 回	3 月 22 日（土）	12：50～14：20	憲法⑤
第 6 回	3 月 22 日（土）	14：30～16：00	民法①
第 7 回	3 月 22 日（土）	16：10～17：40	民法②
第 8 回	3 月 23 日（日）	10：20～11：50	民法③
第 9 回	3 月 23 日（日）	12：50～14：20	民法④
第 10 回	3 月 23 日（日）	14：30～16：00	民法⑤

(後半) 3 月 26 日（水）～ 3 月 28 日（金）

\* 3 月 26 日（水）10：20～11：50 新入生・在学生ガイダンス

第 11 回	3 月 26 日（水）	12：50～14：20	民法⑥
第 12 回	3 月 26 日（水）	14：30～16：00	刑法①
第 13 回	3 月 26 日（水）	16：10～17：40	刑法②
第 14 回	3 月 27 日（木）	10：20～11：50	民法⑦
第 15 回	3 月 27 日（木）	12：50～14：20	刑法③
第 16 回	3 月 27 日（木）	14：30～16：00	刑法④
第 17 回	3 月 27 日（木）	16：10～17：40	刑法⑤
第 18 回	3 月 28 日（金）	10：20～11：50	民法⑧
第 19 回	3 月 28 日（金）	12：50～14：20	民法⑨
第 20 回	3 月 28 日（金）	14：30～16：00	民法⑩

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 A-1-1-1-18 本研究科シラバス（左）と各回詳細シラバス（右）

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">授業科目</td> <td>商法発展</td> </tr> <tr> <td>担当教員</td> <td>野村 浩一</td> </tr> <tr> <td>授業科目群</td> <td>法律基本</td> </tr> <tr> <td>所属年次</td> <td>2年次</td> </tr> <tr> <td>授業形態</td> <td>講義</td> </tr> <tr> <td>履修条件</td> <td>商法総論・会社法Ⅰ・商取引法の単位を修得し、かつ会社法Ⅰを履修していること</td> </tr> <tr> <td>学習の目標</td> <td>今年度は会社法発展についての改定が行われる予定である。特に企業再編については会社法施行以来問題として指摘された点が大きく変化の可能性が高い。会社法はあまりにも膨大で複雑であるゆえ、結局各規定を以下に合目的に使うかは至難の業である。 本講義では、今までの復修関係科目で学んだことをベースに、株式会社をめぐる事件を中心にもう少し応用的・実務的な視点から検討する。今年度は、少数者のグループを中心に、グループごとに討議を考え、議論してゆくという練習に近い形で講義を進めてゆきたい。</td> </tr> <tr> <td>授業の計画</td> <td>第1回 種類株式再編 第2回 企業と事業の再編 第3回 企業再生・MBO 第4回 利益供与と株主平等原則 第5回 使用人の行為と会社の責任 第6回 株士の業務調査と検査役 第7回 役員の前第三者責任 第8回 取締役と登記 第9回 代表取締役と担保提供・新株追加・和解 第10回 会社の意思決定の瑕疵 第11回 非公開会社昇格の問題(1)非公開であるという意味 第12回 物産：農業法平成24年4月24日判決 第13回 公開大会社・上場会社/委員会設置会社 第14回 持分会社 第15回 まとめ</td> </tr> <tr> <td>教科書</td> <td>特に指定しない。新会社法対応版であればよい。詳細は開講後とする。</td> </tr> <tr> <td>主な参考文献</td> <td>1 会社法判例百選（第2回）有斐閣、2011年 2 会社法の争点 有斐閣、2009年 3 ジュリスト臨時増刊（各年度）重要判例集 有斐閣 4 法律事務所別冊 判例判例リマックス（各巻）日本評論社 5 旬刊法律実務 商事法務研究会</td> </tr> <tr> <td>試験・成績評価の方法</td> <td>定期試験の成績（90点）に平常点（レポート等、20点）を加えて総合的に判断する。</td> </tr> <tr> <td>キーワード</td> <td>ローゼンバトゴパランス、ファイナンス、組織再編</td> </tr> <tr> <td>履修上の指導</td> <td>自主ゼミ指導、オフィスアワー指導など</td> </tr> <tr> <td>事前学習</td> <td>会社法Ⅰ・Ⅱの復習。予習文献を課しておくこと</td> </tr> <tr> <td>事後学習</td> <td>開講後行います</td> </tr> </table>	授業科目	商法発展	担当教員	野村 浩一	授業科目群	法律基本	所属年次	2年次	授業形態	講義	履修条件	商法総論・会社法Ⅰ・商取引法の単位を修得し、かつ会社法Ⅰを履修していること	学習の目標	今年度は会社法発展についての改定が行われる予定である。特に企業再編については会社法施行以来問題として指摘された点が大きく変化の可能性が高い。会社法はあまりにも膨大で複雑であるゆえ、結局各規定を以下に合目的に使うかは至難の業である。 本講義では、今までの復修関係科目で学んだことをベースに、株式会社をめぐる事件を中心にもう少し応用的・実務的な視点から検討する。今年度は、少数者のグループを中心に、グループごとに討議を考え、議論してゆくという練習に近い形で講義を進めてゆきたい。	授業の計画	第1回 種類株式再編 第2回 企業と事業の再編 第3回 企業再生・MBO 第4回 利益供与と株主平等原則 第5回 使用人の行為と会社の責任 第6回 株士の業務調査と検査役 第7回 役員の前第三者責任 第8回 取締役と登記 第9回 代表取締役と担保提供・新株追加・和解 第10回 会社の意思決定の瑕疵 第11回 非公開会社昇格の問題(1)非公開であるという意味 第12回 物産：農業法平成24年4月24日判決 第13回 公開大会社・上場会社/委員会設置会社 第14回 持分会社 第15回 まとめ	教科書	特に指定しない。新会社法対応版であればよい。詳細は開講後とする。	主な参考文献	1 会社法判例百選（第2回）有斐閣、2011年 2 会社法の争点 有斐閣、2009年 3 ジュリスト臨時増刊（各年度）重要判例集 有斐閣 4 法律事務所別冊 判例判例リマックス（各巻）日本評論社 5 旬刊法律実務 商事法務研究会	試験・成績評価の方法	定期試験の成績（90点）に平常点（レポート等、20点）を加えて総合的に判断する。	キーワード	ローゼンバトゴパランス、ファイナンス、組織再編	履修上の指導	自主ゼミ指導、オフィスアワー指導など	事前学習	会社法Ⅰ・Ⅱの復習。予習文献を課しておくこと	事後学習	開講後行います	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">1/2 ページ</p> <p>授業詳細</p> <p>担当科目 &gt; 科目: 【11190】商法発展</p> <p>1. 第1回 種類株式再編</p> <p>● レジューメ</p> <p>(1) A社は種類株式発行会社であるが、次のように発行済株式の内容を変更しようと考えた。それぞれの手続如何。 ① 取締役の選解任について議決権制限事項が記されている種類株式に、配当優先事項を付加する。 ② 現在、配当優先事項が記されている株式を、1年後に会社に同様の時価で取得する旨の事項を付加する。 ③ ②と同様の、ただし取得請求権付とする。 ④ 「会社法第2編に関する議決権」の行使ができない種類株式について、組織変更については議決権行使を認める旨の変更を加える。 ⑤ すべての普通株式を議決権制限株式とする。 ⑥ 現在、創業者およびその有している普通株式のみを100%保有する種別株式および議決権制限株式とする。 (2) 非公開会社について、①-⑤を實現する方法はあるか。 ① 取締役の有する株式について、議決権を1株につき20票とする。 ② 取締役在任中は役員選解任についての前置条件を課し、選任後はこれを制するよう新株を発行する。 ③ 現在、株主100%が有している普通株式「取締役2名を選任できる株式」とし、それ以外の株主が有している株式「取締役1名を選任できる株式」とする。</p> <p>● 要点 ▲</p> <p>(1) 種類株式の性格と要件 (2) 既発行種類株式の廃止と内容の変更 (3) 議決権の定め</p> <p>● 関係条文 ▲</p> <p>108～109条、111～117条、321～323条、466条</p> <p>● キーワード ▲</p> <p>種類株式、種類株主総会、議決権の定め、スワイズアウト</p> <p>● 講義で扱う共通の到達目標モデル項目 ▲</p> <p>3-2-3</p> <p>● 必ず予習すべき文献・判例 ▲</p> <p>(1) 争点16、17、20、21</p> <p>● 自習すべき共通の到達目標モデル項目 ▲</p> <p style="text-align: right;">2014/08/25</p> <p style="text-align: center;"><a href="http://www.e-japanlaw.jp/LS/Teacher/Print.aspx">http://www.e-japanlaw.jp/LS/Teacher/Print.aspx</a></p> </div>
授業科目	商法発展																														
担当教員	野村 浩一																														
授業科目群	法律基本																														
所属年次	2年次																														
授業形態	講義																														
履修条件	商法総論・会社法Ⅰ・商取引法の単位を修得し、かつ会社法Ⅰを履修していること																														
学習の目標	今年度は会社法発展についての改定が行われる予定である。特に企業再編については会社法施行以来問題として指摘された点が大きく変化の可能性が高い。会社法はあまりにも膨大で複雑であるゆえ、結局各規定を以下に合目的に使うかは至難の業である。 本講義では、今までの復修関係科目で学んだことをベースに、株式会社をめぐる事件を中心にもう少し応用的・実務的な視点から検討する。今年度は、少数者のグループを中心に、グループごとに討議を考え、議論してゆくという練習に近い形で講義を進めてゆきたい。																														
授業の計画	第1回 種類株式再編 第2回 企業と事業の再編 第3回 企業再生・MBO 第4回 利益供与と株主平等原則 第5回 使用人の行為と会社の責任 第6回 株士の業務調査と検査役 第7回 役員の前第三者責任 第8回 取締役と登記 第9回 代表取締役と担保提供・新株追加・和解 第10回 会社の意思決定の瑕疵 第11回 非公開会社昇格の問題(1)非公開であるという意味 第12回 物産：農業法平成24年4月24日判決 第13回 公開大会社・上場会社/委員会設置会社 第14回 持分会社 第15回 まとめ																														
教科書	特に指定しない。新会社法対応版であればよい。詳細は開講後とする。																														
主な参考文献	1 会社法判例百選（第2回）有斐閣、2011年 2 会社法の争点 有斐閣、2009年 3 ジュリスト臨時増刊（各年度）重要判例集 有斐閣 4 法律事務所別冊 判例判例リマックス（各巻）日本評論社 5 旬刊法律実務 商事法務研究会																														
試験・成績評価の方法	定期試験の成績（90点）に平常点（レポート等、20点）を加えて総合的に判断する。																														
キーワード	ローゼンバトゴパランス、ファイナンス、組織再編																														
履修上の指導	自主ゼミ指導、オフィスアワー指導など																														
事前学習	会社法Ⅰ・Ⅱの復習。予習文献を課しておくこと																														
事後学習	開講後行います																														

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

(水準) 期待される水準にある。  
(判断理由)

本研究科は、養成する法曹の目的に従いカリキュラムを編成し、「法理論の基礎」、「法理論の応用」に進み、さらにその後、「法実務の基礎」に至るよう段階的・系統的かつ完結的に学べるよう工夫している。このため、GPA 制度を導入し、厳格な成績評価・進級判定を行っている。また、この前提として、シラバスの充実、インターネット環境などの整備による自主学習を促す取組をしている。また、とりわけ法学未修者には特別の配慮をしている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

観点	学業の成果
----	-------

(観点に係る状況)

学業の成果を判断する資料として、厳格な成績評価のもとでの単位取得状況がある(資料 A-1-1-2-1)。法学未修者である1年生の単位取得状況は他の学年に比べやや低い、高学年ほど高くなっている。全体としては、厳格な進級判定による段階的・系統的な学習のなか90%近くあり、学業の成果としての単位取得状況は良好な水準にあるといえよう。また、学習成果の状況を判断する資料として「標準修業年限内卒業(修了)率」及び「標準

修業年限 1.5 年内卒業(修了)率」がある(資料 A-1-1-2-2)。標準修業年限学位授与率は、多少の増減・例外はあるがほぼ 40%あたりで安定している。これに対して、標準修業年限を超える学生、すなわち一度でも原級留置した学生の標準修業年限×1.5(5年)内での学位授与率は減少傾向にある。これは、平成 19 年度からの GPA を用いた厳格な成績評価により、入学者に対して、学習成果を厳しくチェックして進級判定を行っていることによる。また、後者の減少傾向は、厳格な進級判定による留年率や退学率が増加していることを表している(資料 A-1-1-2-3)。このことは、反面で、法務博士学位取得者(修了者)は、厳格な成績評価、進級要件をクリアし修了認定され、在学中各年次・各期に要求される学力を身につけていることを意味している。

もっとも、修了者の司法試験の結果は、この 3 年徐々に復調の兆しがあるとはいえ、なお法学未修者の合格率ともども、全国平均を下回る合格率であり(資料 A-1-1-2-4)、司法試験の結果が本研究科の教育成果の全てではないとしても、この学力向上のため教育体制をなお一層充実させる必要がある。そこで、平成 25 年度には、平成 26 年度に向けてカリキュラムを、法律基本科目群のなかに選択としての各種展開・演習科目を導入し、学生が習熟度に応じて柔軟に科目を選択し学習できるように、改正した。

本研究科は、全学の取組として年 2 回実施されている学生による「授業改善のためのアンケート調査」と連携して、シラバス、レジュメ、授業の時間配分等の本研究科独自の項目を付加して授業内容・方法についての学生による評価を行い FD に資するよう、「学生の授業目標の達成度」、「授業の有意義度」など授業の成果について分析する取組を行っている(資料 A-1-1-2-5)。

アンケートの調査結果は、FD 委員会により「集計結果」にまとめられ、それぞれの項目について分析している。この「集計結果」は教授会に報告され、授業等の改善に役立てている。

学生の「授業目標の達成度」について、平成 23 年度と平成 24 年度とを比べてみた場合、研究科全体での質問項目の選択肢の平均(以下「平均」という)は、平成 23 年度前期 1.92、後期 1.84、平成 24 年度前期 1.88、後期 1.91 であり、平均 1.9 あたりで良好な状態で安定している。また、「授業の有意義さ」についても、平成 23 年度と平成 24 年度とを比べてみた場合、平成 23 年度前期 1.61、後期 1.55、平成 24 年度前期 1.53、後期 1.48 であり、平均値が減少しており、良好に推移している。「非常に有意義だった」と「有意義だった」を併せたパーセンテージも 90%以上で安定している。以上から、学習の成果・効果は上がっていると思われる。

もっとも、「授業目標の達成度」に関し、「十分に達成できた」と「少し達成できた」を併せたパーセンテージはやや減少傾向にある。この点、「1 週間あたりの授業時間外学習時間」の減少とも関連しており、平成 25 年度からは、さきに示した 1 年次法律基本科目に復習クラスを導入した。(中期計画番号 K11)

資料 A-1-1-2-1 本研究科学生の単位取得状況

平成21年度				平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度			
年次	履修登録者数	単位取得者数	単位取得率	年次	履修登録者数	単位取得者数	単位取得率	年次	履修登録者数	単位取得者数	単位取得率	年次	履修登録者数	単位取得者数	単位取得率	年次	履修登録者数	単位取得者数	単位取得率
1年	686	558	81.3%	1年	553	455	82.3%	1年	340	264	77.6%	1年	210	153	72.9%	1年	240	186	77.5%
2年	363	355	97.8%	2年	315	290	92.1%	2年	433	408	94.2%	2年	164	155	94.5%	2年	137	131	95.6%
3年	274	270	98.5%	3年	285	278	97.5%	3年	200	197	98.5%	3年	337	336	99.7%	3年	112	112	100.0%
合計	1,323	1,183	89.4%	合計	1,153	1,023	88.7%	合計	973	869	89.3%	合計	711	644	90.6%	合計	489	429	87.7%

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

## 資料 A-1-1-2-2 過去5年の「標準修業年限内の修了率」及び「標準修業年限1.5年内修了率」

年度	標準修業年限前の入学者数	標準修業年限学位授与件数	標準修業年限学位授与率	標準修業年限×1.5前の入学者数	標準修業年限×1.5学位授与件数	標準修業年限×1.5学位授与率
21	28	11	39.29%	34	28	82.35%
22	25	10	40.00%	37	28	75.68%
23	35	9	25.71%	28	19	67.86%
24	19	8	42.11%	25	16	64.00%
25	16	6	37.50%	35	19	54.29%

※法曹養成研究科の標準修業年限は3年

※標準修業年限×1.5 = 4.5 ≒ 5年

※平成22年度の場合、「標準修業年限前の入学者数」は平成19年度入学者数を示す。

※平成22年度の場合、「標準修業年限×1.5年前の入学者数」は、平成17年度入学者数を示す。

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

## 資料 A-1-1-2-3 各年度の入学者に占める退学者（除籍者含む）数

年度	入学者数	退学者数	退学率
16	34	4	11.76%
17	34	6	17.65%
18	37	8	21.62%
19	28	9	32.14%
20	25	8	32.00%
21	35	14	40.00%
22	19	8	42.11%
23	16	6	37.50%

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

## 資料 A-1-1-2-4 本研究科修了者の司法試験合格状況

○司法試験の累積合格率						
年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	累積
司法試験受験者数(熊大)	32	34	39	49	49	203
司法試験合格者数(熊大)	5	7	4	6	7	29
合格率	15.6%	20.6%	10.3%	12.2%	14.3%	14.3%
合格率(全国平均)	27.6%	25.4%	23.5%	25.1%	26.8%	28.6%

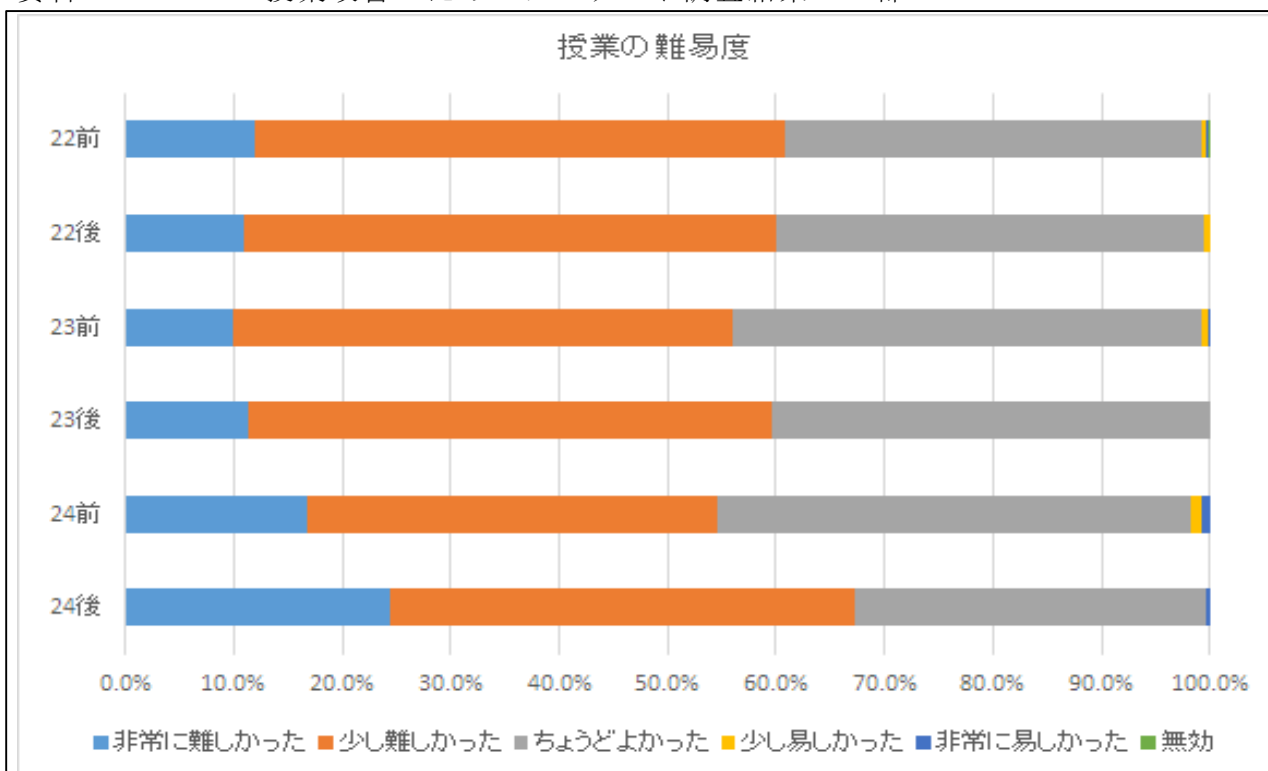
  

○直近の法学未修者の司法試験の合格率					
年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
司法試験受験者数(熊大)	31	33	36	47	46
司法試験合格者数(熊大)	5	7	3	6	7
合格率	16.1%	21.2%	8.3%	12.8%	15.2%
合格率(全国平均)	18.9%	17.3%	16.2%	17.2%	16.6%

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)



資料 A-1-1-2-5 授業改善のためのアンケート調査結果の一部



\* 上記のほか、以下の調査結果データ保有。

教員の声	予習文献・判例の範囲や量の適切度
授業の手段	レジュメや配付資料の適切度
双方向のやりとり	授業の時間配分
授業の目標の明示	補習を行った方がよいか
授業目標の達成度	受講者数の適切度
1週間あたりの授業時間外学習時間	オフィスアワーの活用
授業の有意義度	オフィスアワーでの教員の対応
シラバスの適当度	

(出典:人文社会科学系事務ユニット資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

本研究科は、質の高い法曹養成を目的としていることから、学業の成果は厳格な成績評価と修了判定によって判断される。この点、標準修業年限で修了する者の割合は一定し、「標準修業年限 1.5 年内修了率」が減少している。これは、厳格な成績評価と進級・修了判定によって学習成果を判断し、質の高い法曹養成を行い、高い能力を身につけた修了生を送り出していることを意味する。なお、司法試験の結果から判断して、教育の質をより一層向上させる必要がある。

また、学生に対する「授業改善のためのアンケート調査」によれば、「授業目標の達成度」や「授業の有意義さ」について両者とも良好な状態にあると認められる。

さらに、本研究科は、この学業の成果の向上のために、改善の方策を絶えずとっている。以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

## 観点 進路・就職の状況

(観点に係る状況)

本研究科は専門職大学院であり、修了して法務博士の学位を取得した者は、法曹三者(裁判官・検察官・弁護士)だけではなく、企業法務、自治体法務などの道に進むために、司法試験を受験している。本研究科修了生は修了後直ちに就職するものではないため、司法試験合格者を就職率として示す(資料 A-1-1-2-6)。司法試験は修了後5年間に3度の受験が可能で(法改正により、22年度修了生から5年間で5回の受験が可能となる)、多くの修了生は現在法務学修生として受験準備中であり、ここに示す司法試験合格者から、修了生在学中の学習成果について早急な結論を出すことはできない。ただ司法試験合格者については、少なくとも法科大学院が目的とする教育成果をあげているといえよう。

この間の修了者で司法試験に合格した23人中、現在司法修習中の6名を除き、就職先は、裁判官、国家公務員(消費者庁)各1名、弁護士15人である。このうち1人は企業内弁護士となっている。残りの弁護士14人すべてが九州地域内の弁護士事務所で活動し、このうち12人は熊本県内である。ここから、本研究科は地方法科大学院として、地域に重要な役割を果たしているといえる。この他にも、修了生のなかには、司法試験合格しなくとも、法律の専門知識を活かして、市役所、入国管理局、法務局、労働基準監督署、民間企業に就職した者も出てきている。

この間の司法試験合格者と在学中の学業成果との関連を把握する取組として、司法試験合格者と修了判定 GPA との関連の分析を挙げることができる。GPA を導入して最初の修了生である平成21年度以降、司法試験合格者は14人いる。2.12から3.01の幅はあるものの合格者の平均 GPA は2.64である。厳格な成績評価・進級判定のもとで、教育の成果を着実に向上させていく取組が必要である。(中期計画番号 K11)

## 資料 A-1-1-2-6 過去5年の就職率及び就職希望者の就職率

年度	修了者数	司法試験合格者数	司法試験合格率
20	23	9	39.13%
21	16	3	18.75%
22	16	4	25.00%
23	16	4	25.00%
24	21	3	14.29%
25	9	-	-

\* 就職率 = 就職者数 / 卒業(修了)生数、就職希望者の就職率 = 就職者数 / 就職希望者数

\* 法曹養成研究科は修了後直ちに就職ではないため、司法試験合格者を就職率とする。

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

本研究科修了者の就職率(司法試験合格率)は、未だ確定したものではなく、多くの者が法務学修生として、なお司法試験準備中であり、今後の成果が期待される。また、司法試験に合格し法曹になった者の多くは、地元熊本・九州管内で活躍しており、この貢献は大であり、地方法科大学院として本研究科は期待されている。

また、司法試験合格と GPA の関係を分析するなかで、教育の質の向上の努力を絶えず行っている。

以上により、関係者から期待される水準にあると判断する。



#### 4. 質の向上度の分析及び判定

##### (1) 分析項目Ⅰ 教育活動の状況

(判定結果)改善・向上している。

(判断理由)

教育活動の状況について、これまでと同様に厳格な成績評価・進級判定を行うとともに、今期あらたに、ディプロマ・ポリシー(DP)を定め、教育の質の向上を図るために、「成績評価及び評価基準などについて」を策定し、さらに成績評価の異議申立て制度を整備した。また、入学者選抜に関して、全国的に受験生が減少するなか、入試説明会、試験会場、受験機会を増加させるとともに、新たな受験方式(面接重視)などの方策を実施した。

教育内容・方法をめぐって、シラバスの履修条件の記述を充実させ、新たに「共通的な到達目標モデル項目」を追加し、学習の便宜を向上させた。また、とりわけ法学未修者のための取組として新たに「予習ゼミ」と「復習クラス」をもうけた。

このように、第1期中期目標期間にはなかった新たな取り組みを行った。以上のことから、質は改善・向上していると判断する。

##### (2) 分析項目Ⅱ 教育成果の状況

(判定結果)質を維持している。

(判断理由)

教育成果の状況について、新たに司法試験の合格と修了時 GPA との関連を調査し、教育の改善に結びつけている。また、司法試験に合格し法曹になった場合において、弁護士事務所の弁護士のみならず企業内(企業法務)弁護士になったり、国家公務員になるなど、第1期中期目標期間に比べ、その多様性が生じている。また、司法試験に合格しない場合においても、法科大学院での教育の成果を活かした、就職先に多様性がみられるようになってきた。もともと、司法試験合格率は、法学未修者の合格率では奮闘しているとはいえ、第1期中期目標期間と同様なお全国平均を下回っている。また、学生による「授業改善のためのアンケート調査」での「授業目標の達成度」、「授業の有意義さ」は良好とはいえ、第1期中期目標期間とほぼ同様な結果であった。以上のことから、質を維持していると判断する。

### Ⅲ 研究の領域に関する自己評価書

## 1. 研究の目的と特徴

- 1) 熊本大学大学院法曹養成研究科（以下、「本研究科」という。）は、専門職大学院として、法理論的な関心に基づいた研究のみでなく、法実務的な関心に裏付けされた研究をも行うことを通じて、研究の成果を広く国内外に公表するなど、研究による知的成果を積極的に多様な形で社会に還元することで、自由かつ公正な社会を実現することを目的とする。
- 2) 本研究科では、1) で述べた研究目的を達成するために、研究者の自由な発想に基づく個性と創造性豊かな卓越した研究を推進するとともに、社会のニーズに応える共同研究を推進するという目標を設定している。
- 3) 個々の教員は、外部資金の積極的な獲得という全学の方針に従って、科学研究費の申請を積極的に行い、理論的な研究の充実を図っている。
- 4) 本研究科は、法曹養成のための専門職大学院として、従来の学部・大学院教育に比べて一層の教育成果を挙げることが要請されるため、法理論と実務を架橋する教育方法についての研究を積極的に行っている。
- 5) 本研究科は、臨床教育の方法の研究を前提として、臨床教育の一環として司法過疎地域を含む広域的な無料法律相談事業を社会貢献活動として数次にわたって継続的に実施するなど、教育方法を実践していく中で、地域社会における法的ニーズに応える顕著な寄与・貢献をしている。

### [想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴等に照らして、本研究科では、在校生及び修了者、その雇用主、さらには、本研究科と関係ある地域社会等といった関係者を想定し、対象となる在校生、修了者、及びその雇用主からは、最新の研究成果を反映した最新の教育を行うこと、本研究科と関係ある地域社会からは本研究科が地域の法的紛争に対する積極的な解決への関わりを行うといった期待を受けている。

## 2. 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

30代後半から40代前半の中堅の教員を中心に、主体的な問題意識に基づき研究成果を着実に発表している。そうしたなか、全体として、論文等の研究成果の発表件数は増える傾向にあり、科学研究費補助金もコンスタントに獲得し続けている。

### 【改善を要する点】

法科大学院ならではの理論と実務を架橋する共同研究や教育方法や修了後の教育（「リカレント」教育）に関わる共同研究が不足しており、今後立ち上げられるのが望ましい。

## 3. 観点ごとの分析及び判定

### 分析項目 I 研究活動の状況

観点	研究活動の状況
----	---------

#### （観点到に係る状況）

本研究科の論文・著書等の研究業績や学会での研究発表の状況について、各教員は法理論と法実務など学術的課題に対する主体的な関心に沿って研究を進めている。そして、かかる研究活動の成果を、学術図書、専門雑誌、本研究科紀要である「熊本ロージャーナル」等において公表している（資料 B-1-1-1-1）。それだけでなく、個々の教員の所属する学会（資料 B-1-1-1-2）や、熊本在住の研究者・弁護士等の法曹からなる熊本法律研究会や九州法学会、あるいは福岡や関西にある研究会などで、個別報告により、創造的活動の成果を広く公表している。

本研究科は、研究者の自由な発想に基づく個性と創造性豊かな卓越した研究を推進するという点では、問題なく研究成果が現れているように思われる。本研究科の構成員の年齢構成という観点から見ると、30代後半から40代前半にかけての教員が最も大きな割合を占めている点で特色を有し、彼らにとって研究の面で充実した時期を迎えているといえよう。本研究科の教員のかかる年齢構成が本研究科における研究面での活性化を引き起こす一因となっている。

本研究科は、臨床教育として本研究科附属臨床法学教育研究センターが地元の熊本地域において法律相談（巡回法律相談）を実施しており、2013年に実施した法律相談に来られた相談者に対してアンケート調査を行い、それを分析した

調査報告の成果は、熊本ロージャーナル第9号における猿渡健司・橋本眞・平田元・福山素士・若色敦子「【調査報告】熊本県司法過疎地域における法的紛争をめぐる現状分析」

（2014年9月公刊予定）として公表を予定している。これなどは本研究科ならではの共同研究としてのアンケート調査の分析の報告であり、本研究科ならではのものといえよう。今後とも継続的な分析報告がなされることが期待される。

本研究科は、教員の科学研究費補助金を毎年度コンスタントに獲得している（資料 B-1-1-1-3）。また、本研究科が関わっている九州・沖縄4法科大学院の教育連携に基づく法曹養成プロジェクトとして、平成22年度までの九州大学を研究代表者機関とする「ポスト『ゼロ・ワン』時代の司法過疎対策の研究」、および、平成23年度から平成25年度までの鹿児島大学を研究代表者機関とする「司法サービスの新たなパラダイムとその展開一質を重視した司法過疎対策の研究」があり、本研究科も科学研究費補助金の分担金を獲得している（資料 B-1-1-1-4）。

## 資料 B-1-1-1-1 研究成果発表件数

年度	論文等発表件数(件)		
	学術論文	学術著書	その他
H22	9	6	15
H23	12	3	11
H24	12	15	12
H25	14	8	10

(出典:人文社会科学系事務ユニット資料)

## 資料 B-1-1-1-2 所属学会名 (H24年6月の状況)

氏名	学会名
石橋 洋	日本労働法学会 ・ 日本社会保障法学会
橋本 眞	日本私法学会 ・ 日本農業法学会 ・ 九州法学会
平田 元	日本刑法学会 ・ 九州法学会
松原 弘信	民事訴訟法学会
山中 至	法制史学会 ・ 比較家族史学会
山本 悦夫	日本公法学会
梅澤 彩	日本家族(社会と法)学会 ・ ジェンダー法学会 日本子どもの虐待防止学会 ・ 日本医事法学会 ・ 日本私法学会 日本法政学会 ・ 比較家族史学会 ・ 比較法学会
佐藤 陽子	日本刑法学会
徳永 達哉	日本公法学会 ・ 九州法学会 ・ 社会保障法学会
原島 良成	日本公法学会
松永詩乃美	国際私法学会 ・ 国際商取引学会 ・ 日本私法学会
若色 敦子	日本私法学会 ・ 九州法学会 ・ 金融法学会

(出典:法科大学院認証評価「教員業績調書」)

## 資料 B-1-1-1-3 科学研究費補助金獲得状況

種目	H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
基盤研究(B)	1	4,300						
基盤研究(C)	7	5,800	7	5,200	5	3,350	3	3,100
若手研究(B)	4	3,300	3	2,300	2	1,400	3	2,800
研究活動スタート	0	0	0	0	1	800	0	0
計	12	13,400	10	7,500	8	5,550	6	5,900

(出典:人文社会科学系事務ユニット資料)

## 資料 B-1-1-1-4 科学研究費補助金分担金の獲得状況

研究代表者 所属機関	研究課題	本研究科分担金額	
		年度	金額
九州大学	ポスト『ゼロ・ワン』時代の司法過疎対策の研究	平成 22 年度	1,150,000
鹿児島大学	司法サービスの新たなパラダイムとその展開一質を重視した司法過疎対策の研究	平成 23 年度	650,000
		平成 24 年度	400,000
		平成 25 年度	400,000

(出典：人文社会科学系事務ユニット)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

本研究科は、法曹養成の専門大学院として多大な教育負担を負いながらも、若手・中堅の教員を中心に、自己の主体的関心に基づき着実な研究成果を公表しており、全体として増える傾向にある。加えて、本研究科ならではの共同研究の推進も、2013年に実施した法律相談のアンケート調査の分析が2013年に行われ、近く公刊の予定である。科学研究費補助金も毎年度コンスタントに獲得している。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断される。

## 分析項目Ⅱ 研究成果の状況

観点 研究の成果
----------

(観点到係る状況)

本研究科における研究成果の全体状況として、専任教員16人(H25.5.1現在。学内措置のみなし専任2名を除く。)が平成22年度から平成25年度までの4年間で発表した著書・論文等の数は127件(学術著書と学術論文の数が79件)である(前掲資料B-1-1-1-1)。

本研究科の研究成果の評価は、全学基準として策定した『人と社会(社文系)の科学』に関する研究業績の判断基準に沿って行った。人文社会科学系の研究成果に係る評価の特色として、研究業績が最も集約されたものとしての著書・論文に重きが置かれていることに鑑み、独自の業績としての価値を有する(テキスト以外の)学術著書・学術論文に重きを置いた。同時に、同基準に示された国際性や科研等外部資金獲得への寄与なども選定の考慮要素とした。

これらの判断基準に基づいて、「組織評価における研究業績説明書」の考え方に則り、提出件数は、平成25年5月1日に在籍している専任教員数の30%程度ということで、4人(4~5件)を基本とし、結局4人(5件)を選定した。提出区分としては、本研究科の主な研究成果である著書・論文のなかで、Sに該当するもの学術面5件、社会面1件を選定した(資料:研究業績説明書)。もとより、上記5件のほかにも、学術的に重要な著書(共著も含む)、教科書、コンメンタール、判例評釈、学会・研究会の報告といった面で優れた研究業績が生み出されていることはいままでのない。

学術面における優れた研究業績の判断は、資料B-2-1-1-1の基準に基づき、Sに該当する5件は判断基準のタイプGに該当するものとして評価されるものである。研究成果による学術面での寄与の状況は、研究業績説明書に示すとおり、それぞれの領域で異なる。だが、いずれの業績も、各自の学問領域における現代的課題の解明を行い、その内容が全国的な学会誌等に掲載され、評価も高いことから、学術面において顕著な寄与をしていると判断できる。

また、社会、経済、文化面における優れた研究業績に関して、上記1件以外にも、法科大学院用テキスト・注釈書・研究書として「労働法」「消費者法」「会社事件手続法」「憲法」

「行政法」「家族法」の諸分野でそれぞれ共著として出版されており、いずれも当該分野で高く評価されており、社会・経済面での寄与は大きいと思われる。

資料 B-2-1-1-1 「人と社会（社文系）の科学」に関する研究業績の判断基準  
研究業績の判断根拠表

区分	左記区分と判断した根拠	
	学術面	社会、経済、文化面
SS	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>タイプA</b>： 論文を掲載した学術誌が、付表に示す「SSの基準」を満たしている。</li> <li>●<b>タイプB</b>： 同学術誌が、付表に示す「Sの基準」を満たし、かつ下記の条件の2つを満たしている。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学会・国際会議等において、当該業績に関わる招待講演、基調講演を行った。</li> <li>・当該業績が科学研究費補助金等の採択に寄与した。</li> <li>・当該業績の被引用回数が10回以上である。</li> <li>・当該業績が書評等において高く評価された。</li> </ul> </li> <li>●<b>タイプC</b>： 同学術誌が、付表に示す「Aの基準」を満たし、かつ下記の条件を満たしている。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業績の被引用回数が30回以上である。</li> </ul> </li> <li>●<b>タイプD</b>： 出版された学術的著書又は創造的作品にあっては、書評等が複数の全国学会レベル以上の学術誌に掲載され、いずれにおいても研究業績が特に高く評価された。</li> <li>●<b>タイプE</b>： 論文、学術的著書又は創造的作品が、学士院賞、卓越した水準の学会賞・学術賞・国際賞等の受賞に寄与した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>タイプK</b>： 人と社会（社文系）に関係する分野において、当該業績の利用・普及状況や地域、産業界での応用・活用状況、政策への具体的な反映状況が卓越している。</li> <li>●<b>タイプL</b>： 研究成果に関して国際的な賞、大臣表彰等による顕彰がなされている、又は、研究成果が国内のメジャーなメディア及び国外のメディアで報道されている。</li> <li>●<b>タイプM</b>： 教科書・啓発書等が権威ある書評などに取り上げられている、長期にわたり広く利用されていることから、貢献が卓越している。</li> <li>●<b>タイプN</b>： 研究成果による貢献が卓越しており、国際的な賞、大臣表彰等による顕彰がなされている、又は、研究成果が国内のメジャーなメディア及び国外のメディアで報道されている。</li> </ul>
S	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>タイプF</b>： 論文を掲載した学術誌が、付表に示す「Sの基準」を満たしている。</li> <li>●<b>タイプG</b>： 同学術誌が、付表に示す「Aの基準」を満たし、かつ下記の条件の2つを満たしている。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学会・国際会議等において、当該業績に関わる招待講演、基調講演を行った。</li> <li>・当該業績が科学研究費補助金等の採択に寄与した。</li> <li>・当該業績の被引用回数が10回以上である。</li> <li>・当該業績が書評等において高く評価された。</li> </ul> </li> <li>●<b>タイプH</b>： 同学術誌が、付表に示す「Bの基準」を満たし、かつ下記の条件を満たしている。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業績の被引用回数が30回以上である。</li> </ul> </li> <li>●<b>タイプI</b>： 出版された学術的著書又は創造的作品にあっては、書評等が全国学会レベル以上の学術誌等に掲載され、研究業績が高く評価された。</li> <li>●<b>タイプJ</b>： 論文、学術的著書又は創造的作品が、優秀な水準の学会賞・学術賞等の受賞に寄与した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>タイプO</b>： 人と社会（社文系）に関係する分野において、当該業績の利用・普及状況や地域、産業界での応用・活用状況、政策への具体的な反映状況が優秀である。</li> <li>●<b>タイプP</b>： 研究成果が関係者から表彰されている、又は、研究成果が国内のメジャーなメディアで報道されている、又は、実用化研究に必要な大型の競争的外部資金の獲得に寄与している。</li> <li>●<b>タイプQ</b>： 教科書・啓発書等が権威ある書評などに取り上げられている、長期にわたり広く利用されていることから、貢献が優秀である。</li> </ul>

付表 「人と社会(社文系)の科学」の学術誌の水準判断における Impact Factor の下限値

系	分野	分科	細目番号	学術誌の水準判断における Impact Factor (IF) の下限値			
				SS	S	A	B
総合・新領域系	情報学	情報学フロンティア	1303	2.0	1.2	0.6	0.3
	複合領域	デザイン学	1651	1.0	0.6	0.3	0.15
		生活科学	1701～1703	2.0	1.2	0.6	0.3
		科学教育・教育工学	1801～1802	1.5	0.8	0.4	0.2
		科学社会学・科学技術史	1901	1.0	0.6	0.3	0.15
		文化財科学・博物館学	2001	2.0	1.2	0.6	0.3
		地理学	2101	2.0	1.2	0.6	0.3
		健康・スポーツ科学	2401～2403	2.5	1.5	0.8	0.4
子ども学	2451	1.0	0.6	0.3	0.15		
人文社会系	総合人文社会	地域研究	2701	1.0	0.6	0.3	0.15
		ジェンダー	2801	1.0	0.6	0.3	0.15
	人文学	哲学	2901～2904	1.0	0.6	0.3	0.15
		芸術学	3001～3003	1.0	0.6	0.3	0.15
		文学	3101～3105	1.0	0.6	0.3	0.15
		言語学	3201～3205	1.5	0.8	0.4	0.2
		史学	3301～3305	1.0	0.6	0.3	0.15
		人文地理学	3401	2.0	1.2	0.6	0.3
	文化人類学	3501	1.0	0.6	0.3	0.15	
	社会科学	法学	3601～3607	3.0	1.8	1.0	0.5
		政治学	3701～3702	1.5	0.8	0.4	0.2
		経済学	3801～3807	2.0	1.2	0.6	0.3
		経営学	3901～3903	2.0	1.2	0.6	0.3
		社会学	4001～4002	2.0	1.2	0.6	0.3
心理学		4101～4104	3.0	1.8	1.0	0.5	
教育学		4201～4204	1.5	0.8	0.4	0.2	
生物系	社会経済農学	経営・経済農学	7401	2.0	1.2	0.6	0.3
		社会・開発農学	7402	2.0	1.2	0.6	0.3
「Bの基準」の追加条件		Impact Factorが無い場合にあつては、優秀な水準と認められる査読付き学術誌を区分Bとする。例えば、西日本哲学会等、査読体制の整った学会誌等。					
「Aの基準」の追加条件		Impact Factorが無い場合にあつては、各研究領域において、特に優秀な水準と認められる学術誌を区分Aとする。例えば、日本哲学会、日本倫理学会、日本臨床心理学会、日本国語教育学会、日本家政学会等、各研究領域において日本を代表する学会の機関誌等（公法研究、民商法雑誌、民事訴訟雑誌等を含む）。					
「Sの基準」の追加条件		例えば、Bioethics, Philosophy and Public Affairs等、著名な国際的学術誌。Impact Factorが無い場合にあつては、各研究領域において、卓越した水準と認められる学術誌を区分Sとする。					
「SSの基準」の追加条件		例えば、Journal of Philosophy, Ethics, Nature等、トップクラスの国際的学術誌。Impact Factorが無い場合にあつては、各研究領域において、国際的に定評のある学術誌を区分SSとする。					
学術的著作・作品の追加条件		学術的著作の書評及び作品の評価の学術誌への掲載については、新聞などでの書評・紹介・引用、学術書等の文献目録での記載、他者の研究史・学界動向論文等における言及を含む。					

(出典：熊本大学組織評価作成要領)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

本研究科教員は、法理論と法実務など学術的課題に関して主体的に研究を進め、学術図書、専門雑誌、本研究科紀要のほか、所属学会等での報告等においてさまざまな成果を公表している。

以上のことから、期待される水準にあると判断する。



#### 4. 質の向上度の分析及び判定

##### (1) 分析項目Ⅰ 研究活動の状況

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

本研究科教員は、法理論と法実務など学術的課題に関して研究を進め、年度によって多少のばらつきはあるものの、第1期中期目標期間同様、学術図書、専門雑誌、本研究科紀要のほか、所属学会等での報告等において相当の成果を着実に公表している。

特に30代後半から40代前半の中堅教員において精力的な研究活動が行われていて、第一期と同様の活動状況が保たれている。また、近年、若手から中堅にかけて優秀な研究業績を有する教員を採用しており、研究活動の活性化の一因となっている。もっとも、第1期中期目標期間に比べて競争的外部資金の獲得については減少している面は否めないものの、科学研究費補助金については今もコンスタントに獲得している。

以上のことから、質を維持していると判断する。

##### (2) 分析項目Ⅱ 研究成果の状況

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

本研究科においては、一方で、研究者個人のレベルでは、各自の学問領域における現代的課題についての研究論文が全国学会誌や全国学術雑誌に掲載され、高く評価されるなど学術面で優れた研究業績を創出している。他方、テキスト・コンメンタール等の共同執筆と判例評釈の執筆、学会・研究会報告により、法科大学院の教育の充実・発展にフィードバックできるような研究業績を生み出しており、第1期中期目標期間に比べて多少とも良くなっている。

共同研究成果の面については、第1期中期目標期間に比べると、競争的外部資金をとれなくなってきたなかで低調になった面は否めない。ただ、今期の業績には間に合わなかったものの、第1期中期目標期間より継続して行っている巡回無料法律相談事業の実施地域・回数は拡大している。2013年に実施した無料法律相談に来た相談者に対してアンケート調査を行い、それを分析した調査報告の成果は、熊本ロージャーナル第9号における猿渡健司・橋本眞・平田元・福山素士・若色敦子「【調査報告】熊本県司法過疎地域における法的紛争をめぐる現状分析」(2014年9月予定。ただし、分析・調査は平成25年度に実施。)となって近く公刊されることになっており、このような共同研究成果は社会にとって有益なものといえる。

以上のことから、質を維持していると判断する。

#### IV 社会貢献の領域に関する自己評価書

## 1. 社会貢献の目的と特徴

「熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針」（平成25年1月17日学長裁定）の中で、熊本大学は、地域社会からの要請を的確に把握し、研究成果の公開、人的交流、諸施設の開放等を通して、産業創成、地域経済振興、教育及び文化の向上、医療・福祉の増進等に積極的に貢献するとともに、教育面における社会サービスの充実を図り、地域に開かれた大学としての役割を果たす、また地域社会が抱える課題を解決するため、自治体等の審議会・委員会への参画、課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言、本学の教育研究成果の還元を行うことにより、地域活性化を推進する、と述べている。

この全学の社会貢献・目的に沿って、本研究科は、理論と実務を融合した臨床法学教育の実践と教育方法を開発するために設置した「附属臨床法学教育研究センター（ローセンター）」において、プロボノ活動として学内での無料法律相談事業、また臨床教育の一環として県内での司法過疎地域を含む広域的な無料法律相談事業を毎年数回にわたって継続的に実施することにより、地域社会における法的ニーズに応える顕著な寄与・貢献をしている。

また、本研究科教員は、法理論と実務を架橋する教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を行うとともに、その充実のために、法律学の理論的・臨床的な研究を行っており、本研究科の教育・研究を通じて得た成果を社会に還元し、社会に寄与することを目標としている。本研究科教員はこの専門知識を有する学識経験を生かし、県内外の行政機関・弁護士会等において委嘱された各種の審議会・審査会・委員会等における活動を通じ、地域社会の活性化に貢献している。

さらに、毎年8月上旬に開催される熊本大学のオープンキャンパス事業に、本研究科も主体的に関与し、派遣検察官や弁護士の実務家教員による講演等を通じ、主に高校生・保護者・高校教員と法曹との交流の場を設けることにより、地域社会への認知度を高め、開かれた大学としての役割を果たしている。

### [想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴に照らして、本研究科では、本研究科と関係のある地域社会及地域住民等といった関係者を想定し、本研究科は、地域住民の社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供し、地域社会及び地域住民の法的紛争に対する積極的な解決への関わり・寄与といった期待を受けている。

## 2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

### 【優れた点】

本研究科のパンフレット『熊本大学法科大学院 2015』や『学生便覧 2014』、『熊本大学概要 2009』で示されている本研究科の理念・目標、アドミッションポリシーや養成する法曹像に基づいて、本研究科が社会貢献活動を行っている。特に、学外の無料法律相談は、毎年数回にわたり熊本県の僻地を含む広域を巡回し、地域住民の法的なニーズに対し手厚い手当てをしている。また、本研究科の教員は、各種の審議会委員・審査会委員・委員会委員を多数委嘱され、講演やシンポジウムのパネリスト依頼等も多く、行政機関・弁護士会・社会福祉法人等の高い期待に応えている点が優れている。

### 【改善を要する点】

本研究科は、実際に行っている社会貢献についての情報提供や周知という点で、ウェブサイト等の工夫が必要である。また、地域のニーズは高いのだが、ニーズを受け入れる組織的な体制や窓口が今なお十分整備しきれていない。

## 3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目 I 大学の目的に照らして、社会貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

観点 社会貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が適切に公表・周知されているか。

(観点に係る状況)

『熊本大学アクションプラン 2010』、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』等による全学の目的に従って、本研究科も社会貢献活動を行っている。このうち、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』において掲げられている「地域社会の課題解決への貢献」として、「自治体等の審議会・委員会への参画、課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言等を行い、地域・社会の活性化の推進」に努めている。なお、上述の諸活動（いわゆる兼業業務）に際しては、本研究科所定の規則に則り、適正に運用しており、本研究科ウェブサイト「教員紹介」で公開している。（中期計画番号 K47）

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

資料によると、複数年にわたって継続して多くの教員が大学の兼業規則に則り、行政機関・弁護士会等の各種の審議会委員・審査会委員・委員会委員を行っている。諸活動の実施に際しては、広く公表されている大学の方針等に基づき、かつ、本研究科で定める規則により、適正な活動を行っている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

(観点に係る状況)

担当教員は、行政機関・弁護士会等における各種の審議会委員・審査会委員・委員会委員として、計画案に従って適切に活動している。具体的には、専門知識を有する学識経験者が参画する第三者的立場から、各種調査研究、政策立案、計画・方針等の策定、指導・助言及び各種審査等の幅広い活動を行うことにより、自治体等活動の活性化・推進等に寄与している。また、弁護士会に置かれる各種委員会委員として、弁護士としての品位保持・弁護士事務の改善進歩等に貢献するとともに、弁護士会主催の市民向け講座のコメンテーター等を努めることにより、広く社会貢献活動に努めている（資料 C-1-1-1-1）。

さらに、大学の知を広く社会へ還元するため、企業、自治体、一般市民向けの研修会、講演会等への依頼等にも積極的に対応している（資料 C-1-1-1-2）。

また、毎年8月上旬に開催される熊本大学のオープンキャンパス事業に、本研究科も主体的に関与し、派遣検察官や弁護士の実務家教員による講演等を通じて、法曹との交流の場が設けられている(資料 C-1-1-1-3)。(中期計画番号 K47)

資料 C-1-1-1-1 本研究科教員の自治体審議会等への参画状況

年度	件数	兼業先	主な内容
H22	8	県・ 弁護士会等	・熊本県公益認定等審議会委員・第42期熊本県労働委員会委員(公益委員) ・熊本県弁護士会 懲戒委員会委員・熊本県弁護士会 綱紀委員会委員 ・熊本県弁護士会 綱紀委員会予備委員
		市町村	・天草市情報公開審議会委員・天草市個人情報保護審議会委員 ・筑紫野市政治倫理審査会委員
H23	12	県・ 弁護士会等	・熊本県公益認定等審議会委員・第42期熊本県労働委員会委員(公益委員) ・熊本県弁護士会 懲戒委員会委員・熊本県弁護士会 綱紀委員会委員 ・熊本県弁護士会 綱紀委員会予備委員・熊本労働局 熊本地方最低賃金審議会委員 ・熊本労働局 熊本地方労働審議会委員
		市町村	・天草市情報公開審議会委員・天草市個人情報保護審議会委員 ・筑紫野市政治倫理審査会委員
		その他	・社会福祉法人熊本県社会福祉協議会地域福祉権利擁護事業契約締結審査会委員
H24	19	県・ 弁護士会等	・熊本県公益認定等審議会委員・第42期熊本県労働委員会委員(公益委員) ・熊本県弁護士会 懲戒委員会委員・熊本県弁護士会 綱紀委員会委員 ・熊本県弁護士会 綱紀委員会予備委員・熊本労働局 熊本地方最低賃金審議会委員 ・熊本労働局 熊本地方労働審議会委員 ・熊本県財産審議会委員・熊本県情報公開審査会委員
		市町村	・天草市情報公開審議会委員・天草市個人情報保護審議会委員 ・筑紫野市政治倫理審査会委員・宇土市情報公開個人情報保護審査会委員 ・大野城市情報公開審査会委員・大野城市個人情報保護審議会委員 ・春日大野城衛生施設組合情報公開審査会委員 ・春日大野城衛生施設組合個人情報保護審議会委員 ・春日・大野城・那珂川消防組合個人情報保護審査会委員
		その他	・社会福祉法人熊本県社会福祉協議会地域福祉権利擁護事業契約締結審査会委員
H25	21	県・ 弁護士会等	・熊本県公益認定等審議会委員・熊本県弁護士会 懲戒委員会委員 ・熊本県弁護士会 綱紀委員会委員・熊本県弁護士会 綱紀委員会予備委員 ・熊本労働局 熊本地方最低賃金審議会委員・熊本労働局 熊本地方労働審議会委員 ・熊本県財産審議会委員・熊本県本人確認情報保護審議会委員 ・徳島県地方自治に関する憲法課題研究会アドバイザー・熊本県情報公開審査会委員
		市町村	・天草市情報公開審議会委員・天草市個人情報保護審議会委員 ・大野城市情報公開審査会委員・大野城市個人情報保護審議会委員 ・春日大野城衛生施設組合情報公開審査会委員 ・春日大野城衛生施設組合個人情報保護審議会委員 ・春日・大野城・那珂川消防組合情報公開審査会委員 ・福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査会委員 ・福岡都市圏南部環境事業組合個人情報保護審査会委員 ・宇土市情報公開・個人情報保護審査会委員・筑紫野市政治倫理審査会委員
		その他	・社会福祉法人熊本県社会福祉協議会地域福祉権利擁護事業契約締結審査会委員

出典:人文社会科学系事務ユニット資料

資料 C-1-1-1-2 本研究科教員による研修・講演会等の実施状況


実施年月	区分	テーマ・演題等	主催・依頼先	講師
H23.06	研修	会社法改正について	熊本金属工業会	若色准教授
H24.06	研修	政治倫理条例の意義	筑紫野市議会	
H25.06	講演	「海と毒薬」の問題 ～東京裁判と人権～	長崎市遠藤周作文学館	徳永准教授
H25.04	公開報告会	グローバル化時代における生殖技術と家族形成	生殖テクノロジーとヘルスケアを考える研究会	梅澤准教授
H26.02	ワークショップ	家族(と)法の臨界点 ～多様化する現代日本の愛・性・家庭について考えてみる	九州産業大学藤田ゼミ 福岡大学宮野ゼミ	

資料 C-1-1-1-3 オープンキャンパスの実施状況

## 熊本大学オープンキャンパス


### 法科大学院説明会

● 本学オープンキャンパスに合わせ、法科大学院の説明会を下記のとおり開催いたします。学年・年齢を問わず、法曹に関心のある皆様の参加をお待ちしております。●



記

日時：平成25年8月10日(土) 13:00~15:00  
場所：熊本大学全学教育棟 E105教室  
内容：(1) 法曹を目指して(渡辺絵美弁護士)  
(2) 法科大学院の案内  
(3) 質疑応答・アンケート  
(4) 施設見学



お問い合わせ先  
熊本大学人文社会科学系事務ユニット  
法曹養成研究科事務担当  
TEL：096-342-2322  
e-mail：[law-school@mulsumamtc-u.ac.jp](mailto:law-school@mulsumamtc-u.ac.jp)

(出典 法曹養成研究科教授会資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

本研究科教員は、大学の兼業規則に則り、上述のとおり複数年にわたり継続して行政機関・弁護士会等の各種の審議会委員・審査会委員・委員会委員を務めている。活動の範囲は自治体等の政策立案等から、企業・一般市民向けの知の還元まで幅広く、社会貢献が充分に行われている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して活動の成果が上がっているか。

(観点に係る状況)

資料より、行政機関・弁護士会等において委嘱される各種の審議会委員・審査会委員・委員会委員の件数が毎年増加している。このような本研究科教員の活動により、自治体等においては、その発展・推進に、ひいては我が国の発展に寄与している。弁護士会においては、各種委員会委員の立場から、弁護士の品位の保持・弁護士事務の改善進歩等に貢献している。これらの活動は必要不可欠であり、委嘱先の行政機関・弁護士会等から高く評価されている。このことは複数年にわたり継続的に委嘱を受けていることから明らかである(前掲資料 C-1-1-1-1)。(中期計画番号 K47)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

上述のとおり、本研究科教員は自治体・弁護士会等から複数年にわたり継続的に委嘱を受けている。このことは、本研究科教員の社会貢献活動が有意義なものであり、その成果が十分に上がっていることを示している。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 改善のための取組が行われているか。

(観点に係る状況)

行政機関・弁護士会等における審議会・審査会・委員会等への参画については、専門知識を有する学識経験者としての専門知識・経験及び関連する専門領域における最新の情報・知識等が求められる。このために、各教員の専門分野に応じた学会・研究会への積極的参加等により、常に自己研鑽に努めている(資料 C-1-1-1-4)。(中期計画番号 K47) また、本研究科の兼業手続きの簡素化により、行政機関・弁護士会等への教員派遣が容易になった。

資料 C-1-1-1-4 本研究科教員の学会、研究会等の参加状況

年度	学 会	研究会	研究打合せ・資料収集等	合計
H22	19	23	35	77
H23	26	18	18	62
H24	16	28	12	56
H25	18	28	22	68

(出典：熊本大学旅費システム)

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

上述のとおり、本研究科教員は専門領域における最新の情報・知識等を習得するため、学会・研究会への積極的参加等により、常に自己研鑽に努めている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

分析項目 II 大学の目的に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

観点 大学の地域貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が適切に公表・周知されているか。

(観点に係る状況)

『熊本大学概要 2009』、『熊本大学アクションプラン 2010』、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』による全学の目的に従って、本研究科も地域貢献活動を行っている。このうち、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』において掲げられている「地域社会との組織的な連携の強化」として、「自治体等と連携することにより、本研究科とこれらの機関が有する資源を活用し、地域社会の発展に寄与する」ことに努めている。なお、本研究科の大きな特色である巡回無料法律相談については、本研究科附属臨床法学研究センター運営委員会(以下、「ローセンター運営委員会」という。)において、毎年度実施計画・予算案等を策定し、計画的に実施している。(資料 C-1-1-1-5) (中期計画番号 K50)

## 熊本大学大学院法曹養成研究科附属臨床法学教育研究センター規則

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 8 条第 2 項の規定に基づき、熊本大学大学院法曹養成研究科附属臨床法学教育研究センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定める。

## (目的)

第 2 条 センターは、臨床法学及び法律実務に関する教育研究を行うとともに、高度な実践的指導力を有する教員を養成し、臨床法学における理論的及び実務的な諸問題の解決に資することを目的とする。

## (業務)

第 3 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 臨床法学の教育に関すること。
- (2) 臨床法学の研究に関すること。
- (3) 研究者教員の法律実務研修に関すること。
- (4) 地域における法律相談等の企画及び実施に関すること。
- (5) 国立大学法人熊本大学における危機管理に係る助言に関すること。
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(中略)

## (委員会の設置)

第 7 条 センターの管理運営に関する事項を審議するため、熊本大学大学院法曹養成研究科附属臨床法学教育研究センター運営委員会を置く。(以下、略)

(出典 熊本大学大学院法曹養成研究科附属臨床法学教育研究センター規則(抜粋))

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

本研究科としての地域貢献である無料法律相談については、広く公表されている全学の方針等に従って実施しており、その実施に際しては、ローセンター運営委員会において方針・計画等を策定している。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

(観点に係る状況)

無料法律相談は、学生の臨床教育や教員の実務研修と併せて地域貢献を目的とし、上述のローセンター運営委員会における実施計画に基づき、市との連携の下、熊本市、天草市及び人吉市で実施しており、相談者の問題解決に当たるとともに、地域固有の法的課題の把握に努めている(資料 C-1-1-1-6)。なお、法律相談の実施に際しては広く相談者を募るため、本研究科ウェブサイトをはじめ新聞広告や折り込みチラシ等により、広報の充実にも努めている(資料 C-1-1-1-7)。(中期計画番号 K50)



資料 C-1-1-1-6 無料法律相談の実施状況

	日程	実施場所	相談件数	主な相談内容
H22年度	6/26	天草市牛深総合センター	13件	離婚、相続、金銭貸借、境界確定、土地利用
	7/10	人吉市役所3階会議室	6件	離婚、相続、労災、売買契約、雇用
	11/27	天草市牛深総合センター	9件	登記、金銭貸借、離婚、相続、売買
	11/28	人吉消費生活センター	4件	公正証書、金銭貸借
	3/26	熊本市健軍文化ホール	18件	不動産所有権、共有地の利用、土地境界、土地貸借
H23年度	8/18	人吉消費生活センター	7件	金銭貸借、相続、離婚
	8/21	天草市牛深総合センター	4件	相続、土地所有権、離婚
	11/26	人吉消費生活センター	4件	労働、離婚、金銭債務
	12/18	天草市牛深総合センター	8件	相続、金銭貸借、境界、労働
	12/23	熊本市健軍文化ホール	11件	税金、消費者、相続、登記、土地貸借
H24年度	3/18	熊本市健軍文化ホール	12件	税金、金銭貸借、土地登記、遺言・相続
	6/16	熊本市健軍文化ホール	10件	境界、遺言、相続、建物貸借
	7/8	天草市牛深総合センター	10件	贈与、土地売買、不動産登記
	7/13	人吉消費生活センター	7件	相続と土地、相続、離婚、不法行為
	11/23	熊本市健軍文化ホール	10件	相続と税、相続、後見、土地貸借
	11/30	人吉消費生活センター	5件	相続生前贈与、貸金、譲渡担保
	12/15	天草市牛深総合センター	10件	相続、貸金、売買契約、消費者契約
	2/22	人吉消費生活センター	4件	離婚
H25年度	3/16	熊本市健軍文化ホール	7件	相続、登記、土地使用貸借
	3/17	天草市牛深総合センター	11件	貸金、不法行為、相続、税金
	5/12	天草市牛深総合センター	9件	貸金、相続、契約
	6/1	熊本市健軍文化ホール	5件	土地貸借、貸金、財産調査
	6/7	人吉消費生活センター	7件	離婚、貸資料
	8/23	人吉消費生活センター	5件	損害賠償、相続、消費者問題
	9/14	熊本市健軍文化ホール	8件	相続、土地貸借
H25年度	9/28	天草市牛深総合センター	11件	貸金、相続
	2/14	人吉消費生活センター	2件	借地、相続
	3/1	天草市牛深総合センター	9件	不法行為、労災、貸借、財産管理
	3/15	熊本市健軍文化ホール	8件	相続、離婚

(出典 法曹養成研究科附属臨床法学教育研究センター資料)

資料 C-1-1-1-7 無料法律相談に係る広報の状況

**無料法律相談**

「附属臨床法学教育研究センター(ローセンター)」は、学生の臨床教育や教員の実務研修のほか、大学の地域貢献を目的としており、その一環として下記のとおり弁護士による無料法律相談を行っています。法律相談を希望される方はどなたでもご利用いただけます。

無料法律相談は、学生の授業の一環として、予約制で行っています。

無料法律相談には、学内で実施するもののほか、牛深、人吉の各地区、熊本市健軍で実施するものがあります。その実施については、HPをご覧ください。

無料法律相談には、法科大学院の学生が立ち会います。

相談内容は、一般民事事件、家事事件などです。

今年度、無料法律相談を、平成26年4月16日から同年7月9日までの毎週金曜日の午前中に、熊本大学黒髪北地区全学教育 F 棟4階のローセンター(下記のキャンパス図をご覧ください)で行います。相談を希望される方は、下記の要領で予約を行ってください。

予約受付期間 : 平成26年4月16日から同年7月9日(なお、予約申し込みは、この期間中、月曜日～金曜日、午前10時～午後4時をお願いします)。

受付電話番号 : 096-363-7118(熊本大学法科大学院ローセンター法律相談受付電話)

(出典 本研究科ウェブサイト「ローセンター」)

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

無料法律相談は、ローセンター運営委員会における実施計画に基づき、市との連携の下で計画的・継続的に実施しており、相談者の問題解決はもとより、地域固有の法的課題の把握に努めており、地域貢献としての活動は顕著である。また、法律相談の実施に際しては広報の充実にも努めている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

(観点に係る状況)

上記資料「無料法律相談の実施状況」のとおり、無料法律相談は複数年にわたり継続的・定期的に実施し相談件数も一定程度はあることから、当該地域には定着したものとなっており、これらの実績から判断し活動の成果は上がっていると判断する。

また、法律相談の実施に際しては、相談者から必ずアンケートを回収することとしている(資料 C-1-1-1-8)。本アンケートは過疎地の司法アクセスをテーマにしたもので、満足度を測る目的ではないが、「弁護士に相談して今後どうすることになったか」の設問に関連し、相談者から、弁護士や他の専門家を紹介して欲しい旨の要望があった場合、概ね弁護士や弁護士会の法律相談、他の専門家を紹介しており、この点で相談者の満足度は高く、活動の成果は上がっていると判断出来る。(中期計画番号 K50)

資料 C-1-1-1-8 無料法律相談におけるアンケートの設問 (一部抜粋)

問. 今回の法律相談に来られた問題は次のどれに該当するでしょうか。以下のもっとも当てはまるものに○をつけてください。

- ①消費者問題
- ②債権債務
- ③不動産 …etc.

問. 熊本大学法科大学院の法律相談を知ったきっかけはなんだったでしょうか。当てはまるものひとつだけに○をつけてください。

- ①自治体の法律相談で
- ②法テラスの紹介で
- ③弁護士会の紹介で …etc.

問. この法律相談にくるまえに、何かためらいを感じましたか。

- ①感じた
- ②感じない

問. ためらいを感じた理由はなんですか。当てはまるものに、いくつでも○をつけてください。

- ①近づきにくい
- ②費用がわからない
- ③話が難しそう …etc.

問. 弁護士に相談して、今後どうすることになりました。当てはまるものにいくつでも○をつけてください。

- ①自分でやってみる
- ②また法律相談利用
- ③担当弁護士の事務所でさらに相談 …etc.

(出典 ローセンター運営委員会資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

無料法律相談は複数年にわたり継続的・定期的を実施し相談件数も一定程度はあることから、当該地域には定着したものとなっている。これを裏付けるものとして、近年では、自治体側から現行の地域以外でも法律相談を実施願いたい旨の要望がっており、これを受け、今後試験的に他の地域でも実施する計画である。

これらの実績から判断し、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 改善のための取組が行われているか。
----------------------

(観点に係る状況)

無料法律相談については、ローセンター運営委員会において実施状況等を確認し、必要に応じ実施場所、アンケート等について検討・改善等を行っている(前掲資料 C-1-1-1-8)。また、法律相談を実施する中で、その時々状況に応じ、相談者に配慮した改善の取組を行っている。具体的には、相談に来たことを知られたくないという要望に対し受付場所を廊下から室内に変更したこと、相談開始時刻前から来訪する相談者に対し相談開始時刻を早めた等の事例がある。さらに、巡回する地域の実情に応じて、きめ細かい広報活動を行っている。たとえば、健軍ではチラシ、牛深では有線放送、人吉では消費者センターによる広報を行っている。また、人吉では、無料法律相談を金曜の遅い時間帯にスライドさせることにより、有職者にも相談しやすくし、地域住民の幅広いニーズに対応している。(中期計画番号 K50)

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

無料法律相談については、ローセンター運営委員会において検証を行い必要に応じた改善を図っており、また、相談者からの要望により状況に応じた改善・見直しを行っている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

#### 4. 質の向上度の分析及び判定

(1) 分析項目Ⅰ 大学の目的に照らして、社会貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

従来より、『熊本大学概要2009』、『熊本大学アクションプラン2010』、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』による全学の目的に従って、本研究科も熊本大学の一部局として、県内外の行政機関・弁護士会等において委嘱された各種の審議会・審査会・委員会等における活動を通じ、社会貢献活動を適切に行っている。さらに、本研究科の「兼業についての申し合わせ」（平成16年7月14日教授会承認）に基づき、適切に処理されている。

さらに、法曹養成研究科教授会承認資料より、毎年継続して、社会貢献活動の件数が増加していることが判明した。すなわち、平成22年度は、公益認定等審議会、労働委員会、弁護士会など熊本県関係は5件、天草市が2件の合計7件、平成23年度は、県7件、天草・宇土・筑紫の市関係は5件、その他の社会福祉法人熊本県社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業契約締結審査会1件の合計13件であった。

同様に、平成24年度は、県9件、市町村9件、その他2件の合計20件、平成25年度は県10件、天草・宇土・春日・大野の市町村10件の合計20件であった。

また、平成25年度には、生殖技術と家族形成に関する公開報告会における報告が1件、同様のワークショップにおける報告が1件、さらに文芸作品に描かれた法的問題を解説する文学講座が1件あった。

以上のことから、質を維持していると判断する。

(2) 分析項目Ⅱ 大学の目的に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

従来より、『熊本大学アクションプラン2010』、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』等による全学の目的に従って、本研究科も熊本大学の一部局として地域貢献活動を適切に行っている。学内外の無料法律相談については、「熊本大学大学院法曹養成研究科附属臨床法学教育研究センター規則」（平成18年9月13日規則第244号）に則り適切に活動している。

さらに、資料のとおり、本研究科の授業「リーガルクリニック」の一環として、毎週金曜日の午前中にローセンターで無料法律相談を実施している。これとは別に、学内の職員及びその家族を対象とする学内の無料法律相談を行っており、平成25年度は、相談者平均は2名であった。

また、資料のとおり、学外の無料法律相談として、平成22年～平成25年度にわたり、天草・人吉・熊本で実施された。相談件数は、少ない時で1桁、多い時は2桁の10件～18件であった。相談内容は、離婚、相続、金銭貸借、賃貸借など多岐にわたる。

なお、無料法律相談について、本研究科のロージャーナル最新号に報告書を公表予定である。

以上のことから、質を維持していると判断する。



V 国際化の領域に関する自己評価書

## 1. 国際化の目的と特徴

本研究科は、法曹養成を目的とした専門職大学院であるためカリキュラムに関して一定の制約があるものの、国際的な観点を含む講義においては、「外国の法制度、法の歴史、国際的な法の知識を通じて、物事を相対的・批判的に把握する力を身につけ、グローバルな視点から法的課題に対応する能力を備えている」ことを単位認定・学位授与基準の一要素とし、グローバルな視野を持つ法曹も育成している。本研究科のかかる国際化の目的を含む教育により、たとえば、国際的な訴訟を扱うような渉外弁護士事務所や、国際企業法務を有する企業で活躍する人材を育成することが期待されている。

このような国際化の目的のために、本研究科は韓国の法科大学院と協定を結び、学内においては教員や学生が海外で活躍することができるような機会を設けることが求められる。

### [想定する関係者とその期待]

想定される関係者は、本研究科の教職員及び院生である。前記の目的のために、教職員においては、海外の法科大学院との情報交換を行い本研究科の教育力を向上させることや学術的な交流をすること、そして学生においては、国際的な法の知識を習得することや海外での学びの場に参加すること等の具体的な取り組みにより成果を上げることが期待される。





## 2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

### 【優れた点】

本研究科は、日本の法曹養成制度を検討の上に法科大学院制度を策定した韓国の法科大学院と協定を結び、情報交換や学術的な交流を定期的に行っている。本研究科は一定の制約を受ける専門職大学院でありながらも、教員や学生が自主的に海外において活動を行っている点で優れていると評価できる。

### 【改善を要する点】

本研究科の専任教員の数が組織を運営していく上では非常に少ないため、一教員が担当する委員が他部局に比べ多い。そのため、若手教員も教育以外の業務に従事せざるを得ず、本研究科発足以来、サバティカルを取得した者がいない。今後の研究科の国際的にプレゼンスを向上するためには、教員が海外で研究をし、そして外国の研究者の人脈を広げること非常に重要であり、教員がサバティカルを取得できるような体制を整えるために改善を要する。

## 3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目 I 目的に照らして、国際化に向けた活動が適切に行われ成果を上げていること。

観点 国際化の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が広く公表されているか。

(観点到に係る状況)

国際化に目的を達成するため、以下のような方針で実行している。平成 22 年に韓国の嶺南大学法科大学院と協定を締結して以来、双方の大学を教員が定期的に訪問し、共同でシンポジウム等を開催し、教育や法曹養成制度に関する情報交換・学術交流を行う(資料 D-1-1-1-1)。学生の海外での学習については、本学の国際奨学事業に毎年申請し、学生に周知する(資料 D-1-1-1-2)。(中期計画番号 K53)

資料 D-1-1-1-1 部局間交流協定の状況

部局名	国名・地名	大学名	協定締結年	
			研究者交流	学生交流
法曹養成研究科	韓国	嶺南大学法学専門大学院	2010	

(出典：熊本大学概要 2013)

## 平成25年度熊本大学大学院法曹養成研究科国際奨学事業実施要項

## 1 目的

本学学生の国際的な学習・研究活動への参加機会を広く提供し、参加を支援することによって、参加者の国際的視野と学習・研究能力を高めることを目的とする。

## 2 対象となる学生の活動

- (1) 国際学会での発表・参加
- (2) 国際的な法制度についての調査活動
- (3) 国際インターンシップ・エクスターンシップ
- (4) 国際交流協定校での目標を定めた学習
- (5) 本学を含む大学主催の海外語学セミナー
- (6) その他、本研究科が適切と認める国際的な学習・研究活動

## 3 選考方法

- (1) 研究科に次からなる選考委員会を置く。  
研究科長・副研究科長・国際交流委員長
- (2) 選考は次のことを勘案して総合的に判断する。  
①学業成績または研究業績 ②研修・学会・研究会の内容および期待される成果 ③外国語能力

## 4 支給予定額 : 一人20万円を上限とする。

## 5 募集人員 : 1~2名

## 6 申請方法

- (1) 研究科が提供するプログラムに応募する場合は、その規定に基づいて申請すること。
- (2) (1)とは別に学生が申請する場合は所定の申請書を用い、参加予定の研修・学会・研究会等についての資料、または渡航先の受入証明書等を添付すること。
- (3) 活動計画の修正は、所定の書類を提出し、事前に選考委員会の承認を受けること。

## 7 申請期間

平成25年8月19日(月)までに申請書を法曹養成研究科教務担当に提出すること。

## 8 成果及び事業報告

本奨学金を得て国際活動を行なった学生は、帰国後1ヶ月以内に事業報告書を提出し、報告会等により成果を発表するものとする。成果は研究科広報で用いることがある。

## 9 重複申請の制限

本奨学金と同様の目的による他の奨学金の支給を得た学生に対しては、本奨学金を支給しないものとする。

## 10 平成26年度以降の実施要項について

特徴あるプロジェクトを実施するために、平成26年度以降は実施要項を変更して募集する可能性がある。

(出典：法曹養成研究科教員会資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

上記観点の状況は、既に毎年継続的に行われている。これらの目的と計画は資料に示したとおりに公表されている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

(観点到る状況)

韓国の法科大学院と定期的に交流をし、シンポジウムなどを開催することで、双方の大学の情報交換や研究報告を行っている(資料 D-1-1-1-3)。また、協定大学以外の海外の大学とも、シンポジウム等を行ってきた。さらに、本学の国際奨学事業を学生に周知し、応募した学生については同奨学生に選定して学生の海外での活動を支援している(前掲資料 D-1-1-1-2)。(中期計画番号 K53)

## 資料 D-1-1-1-3 韓国の法科大学院との交流活動状況

年度	交流内容
平成22年度	平成22年1月27日韓国嶺南大学が本学に来られ、懇談を行った。この来訪時には、学内施設(五高記念館、遠隔講義室、法廷教室、自習室等)を見学していただいた後に、懇談会を行った。翌28日には、田中俊夫教授の案内でロー・センターを見学し、本研究科の法曹養成教育を嶺南大学に知っていただいた。
	平成22年3月16～18日に本研究科が韓国嶺南大学法科大学院を訪問し、同大学院と交流協定を締結した。この交流協定の締結の後、シンポジウムが開催され、本研究科からも報告を行った。猿渡教授が、日本の司法の過疎と過剰について報告し、渡辺教授が法曹養成研究科における実務教育についての報告を行い、日本における地方の法曹教育の必要性について韓国の法科大学院の教員にも認識を共有してもらい、また法曹養成教育についての情報交換をすることができた。
平成23年度	平成23年5月27～29日、韓国の嶺南大学法科大学院の一行が熊本大学法学部を訪問され、「日韓における最近の憲法問題」についてのシンポジウムを行った。本学法学部および法科大学院の憲法の研究者が報告を行っている。シンポジウムでは、法学部大日方信春教授が「震災からの復興と憲法」、本研究科の山本悦夫教授が「国立大学法人における大学の自治」について報告を行った。
平成25年度	平成25年7月16日、嶺南大学法科大学院が、熊本大学法科大学院を訪問され、シンポジウムを開催した。
	平成25年10月26日壇国大学主催によるシンポジウムが熊本大学で開催された。海外の大学は、韓国から2校、中国から1校が参加した。本研究科からは、若色准教授が日本の会社法について報告を行った。
	平成26年3月14～15日に、本研究科が韓国の嶺南大学法科大学院を訪問し、「日本、韓国における法曹養成制度の現状と課題」についてのシンポジウムを行った。本研究科からは、岡本教授が日本の法曹養成の現状について、若色准教授が本学の法曹教育について報告を行い、嶺南大学と法曹養成教育について情報を交換し、お互いの問題点について理解を深めた。

(出典：熊本大学大学院法曹養成研究科資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

韓国の法科大学院とは、定期的に互いが訪問しあい、シンポジウムの開催等の交流を重ねている。学生の海外での活動支援については、本研究科の学生は、修了後には、日本の最難関試験である司法試験を受験して合格する必要があるため、学生の自主的な応募を待つのみであるが、本評価期間の後半においては国際奨学事業に関する問い合わせも学生からなされるようになり、平成25年には実際に学生からの応募があり、選考の結果1名を選定し、海外での学習支援を行うことができた。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 活動の実績及び学生・研究者の満足度から判断して活動の成果があがっているか。
--

(観点に係る状況)

上述のとおり、韓国の法科大学院との交流活動は継続してなされ、実績が相当程度ある。学生についても、上述のとおり1名ではあるが国際奨学事業の奨学生に選定した。当該学生はドイツで裁判所見学や現地大学図書館で裁判例の調査を行い、海外での学習成果を上げた。その他、本研究科の研究者教員が海外の大学で特別講義を行うなどの成果を上げている(資料D-1-1-1-4)。(中期計画番号K51)

## 資料 D-1-1-1-4 本研究科教員及び学生の海外における活動状況

区分	活動内容
教員	平成24年11月19日、河野憲一郎准教授がスペインのヴァレンシア大学を訪問し、特別講義を行った。
	平成25年5月30日、河野憲一郎准教授がハンガリーのパズマニー・ペーテル大学を訪問し、特別講義を行った。

学 生	平成 25 年 10 月に本研究科の学生 1 名が、本学の国際奨学事業奨学生としてドイツのフランクフルトのゲーテ大学の図書館および裁判所を訪問し、国際物品売買契約の国連条約(CISG)に関する資料収集と判例などを調査し、また裁判所を見学して日本の裁判制度との違いについて学んだ。
-----	---

(出典:熊本大学大学院法曹養成研究科資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

専門職大学院としての本研究科の国際的な活動は、韓国の法科大学院との交流活動が十分なされてきた。また、本来、法科大学院の学生は、司法試験に直結しない海外での学習に取り組む余裕はほとんどないにもかかわらず、本学の国際的観点を含む講義を受講して海外での学習に関心を持ち自ら海外に渡航した点で、学生のこの観点からの満足度は非常に高いといえ、大きな成果だと言える。研究者の満足度については、サバティカル制度を利用できていない点で、長期間の海外活動は行えていないが、本学が協定大学と開催したシンポジウムで研究報告を行ったり、研究者の個人的な研究成果から海外に特別講義に招聘されるなど、活動の成果が上がっていると言える。以上のことから、期待される水準にあると判断する。

観点 改善のための取り組みが行われているか。
------------------------

(観点に係る状況)

教員の海外研究の機会を得るためのサバティカル制度はこれまでも存在するが、本研究科設置後、サバティカル制度を利用できていないのが現状である。そのため、この点についての改善のため、平成 25 年度は、研究推進委員が本研究科のサバティカル制度の問題点などの検討を行っている。(中期計画番号 K51)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

法曹養成研究科のサバティカル規則の改訂の検討が平成 25 年度から、サバティカルの資格や手続等をめぐって続けられている。本研究科の設置目的や法科大学院をとりまく社会の厳しい状況下での取組としては必要十分になされている。以上のことから、期待される水準にあると判断する。

#### 4. 質の向上度の分析及び判定

分析項目 I 目的に照らして、国際化に向けた活動が適切に行われ、成果を上げていること。

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

本来、法曹養成研究科は、日本の司法試験を受験する学生を養成する大学院であり、その性質上、法理論教育と実務教育を中心にカリキュラムが厳密に定められており、それに則った教育をしなければならないため、教育上の自由度はどの法科大学院でもあまりない。従って、本研究科の特性上、国際的な教育活動に関しては、少なからず限界がある。そのような一定の枠が定められた教育体系の中においても国際的な観点を有する講義をできるだけ開講して、国際的やグローバルな観点からの評価基準も単位認定に盛り込み、国際的な場で活躍することが想定される人材も育成している。たとえば、本学修了生の中には、国際的な企業活動を行っている地元のメーカーの法務部門に採用された者もあり、このことは本研究科の国際化の観点からの教育成果を示すものである。

その他にも、日本の法科大学院制度開始後に日本の状況をみながら法科大学院制度を導入した韓国の法科大学院と協定を結び、その後、継続して日韓で法曹養成教育のあり方についての情報を交換し、本研究科の教育にそこで得られたものを反映してきた。また、韓国の大学とは、学術的な交流も行いお互いの法制度についての理解も深めてきた。

とりわけ、この評価期間の後半においては、研究者が海外の学生を特別講義で指導するなどの海外貢献も果たした。近年、本研究科の研究者教員には若手の割合が増えてきたが、これらの若手研究者が科学研究費を取得し、積極的に海外に調査に行くなどしている。本来は海外で勉強することが想定されていない本研究科の学生も積極的に学内の奨学制度を利用し海外での学習を行うようになったのは大きな成果である。

本評価期間の前から終わりまでを見ると、本研究科の国際的活動の範囲は拡大しており、国際化の面での本研究科の成果は伸びてきたと評価できるだろう。以上のことから、質を維持していると判断する。

VI 男女共同参画に関する自己評価書

## 1. 男女共同参画の目的と特徴

本学では、男女共同参画社会の実現のために大学が担うべき役割と責任を果たすべく、「熊本大学男女共同参画推進基本計画」（平成19年3月26日）を策定している（以下、「計画」という）。前記計画は、本学における男女共同参画推進の目標、方針、推進体制等について基本的事項を定めたものであり、大学及び各部局は、これに基づき、全学一体となって具体的な取組みを計画的に推進していくことが期待されている。

本研究科は、法曹養成機能を有する専門職大学院として、全学的にも社会的にも男女共同参画社会の実現に向けてリーダーシップを発揮することが求められている。そこで、本研究科では、前記計画に掲げられた方針に基づき、5つの推進計画を立て、計画の達成に努めている。推進計画及び具体的な取組み事項は下記の通りである。

### 1. 男女の機会均等の実現

- ① 女性教員の比率が全体の30%以上となるよう努力する。
- ② 公募文書に男女共同参画を推進している旨明記する。ウェブサイトに公募要領を記載する場合、男女共同参画の取組みについての広報ページにリンクさせる。
- ③ 教職員の業績評価等に際しては、出産・育児・介護等に従事したことを配慮できるものとする。

### 2. 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革の促進

- (1) 女性教員・女性院生の相互交流・情報交換を積極的に行う。
  - ① 新たなパワー・ハラスメントの火種にならないよう十分留意しつつ、効率的な助言システムを検討する。
  - ② 部局内あるいは近接部局との間で女性研究者の交流会を実施する。
- (2) 男女共同参画推進委員会において、教員・院生等の待遇等で性別による不公正がないかどうかを点検し、必要な対応を行う。

### 3. 就労・就学と家庭生活との両立支援

- ① 仕事の配分について、出産・育児・介護等の事情に配慮する。
- ② 会議等については、子どもを持つ者に対して参加が困難にならないような時間設定を行うなど、子育て中の教職員が不利にならないような職場慣行を確立する。
- ③ 家庭をもつ院生について、就学指導の充実に努める。
- ④ 職業及び家庭の事情（出産・育児・介護等）により、通常の修学年限での終了が困難である学生も対象として、長期履修制度を導入する。

### 4. 政策・方針決定への女性の参画の拡大

- ① 教授における女性比率を増大できるよう努力し、目標を20%以上とする。
- ② 部局の政策を決定する会議への女性参加を推進する。部局内で女性委員長2名以上及び運営委員会委員2名以上を目標とする。
- ③ 全学委員会の女性委員3名以上を目標とする。
- ④ 教員の採用・待遇等について、性別による偏見がないかどうかについて点検し、必要があれば改善を求める。

### 5. 苦情申立・救済システム

現行のインストラクター制度を充実させ、ジェンダー問題にも対応できるようにする。

[想定する関係者とその期待]

想定される関係者は、本研究科の教職員及び院生であり、前記具体的な取組みの早期達成が期待される。

## 2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

(前記「1. 男女共同参画の目的と特徴」で掲げた推進計画及び具体的な取組み事項(以下、「事項」という)の番号に対応。以下同じ。)

## 【優れた点】

## 1. 男女の機会均等の実現(事項①・②)

- ・専任教員に占める女性教員の比率が全体の30%を超えている。
- ・教員採用の場において、男女共同参画の理念が実現されている。

## 3. 就労・就学と家庭生活との両立支援(事項①から④)

- ・職員については、職務の分掌、会議の開催日程等において、学生については、就学指導等において、「ワーク・ライフ・バランス」を保障するよう配慮がなされている。
- ・平成25年度より、長期履修制度が導入されている。

## 【改善を要する点】

## 4. 政策・方針決定への女性の参画の拡大(事項①)

- ・平成25年4月1日現在、教授における女性比率は目標の20%に達していない。

## 5. 苦情申立・救済システム

- ・セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントへの対応については全学のシステムに委ねられており、独自のシステムを持たないため、今後なお検討を要する。

## 3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目Ⅰ 目的に照らして、男女共同参画に向けた活動が適切に行われていること。

観点 男女共同参画推進の方針等に照らして、当該方針等に基づいた活動が適切に行われていること。

(観点到に係る状況)

## 1. 男女の機会均等の実現

前記の通り、教員公募の際には、公募要領において男女共同参画の理念に基づいた採用を行う旨を明記している。下の表の通り、本研究科では、平成24年度以降、専任教員に占める女性教員の比率が全体の30%を超えており、事項①を達成している。全学との比較、近接部局との比較においても高い数値を示している(資料E-1-1-1-1)。

また、平成22年度より、公募に際しては、公募文書に男女共同参画を推進している旨明記するとともにウェブサイトにも、公募要領を記載する場合には男女共同参画の取組みについての広報ページにリンクさせている(事項②)。

なお、事項③については、申し合わせ等の作成はしていないが、了解されていると考えられる。申し合わせ等の作成については、今後、必要に応じて検討する。

資料E-1-1-1-1 専任教員数に占める女性教員の割合

年度	性別	教授	准教授	講師	助教	合計	女性教員の割合
H22	男	12	3	0	0	15	21%
	女	2	2	0	0	4	
H23	男	11	1	0	0	12	29%
	女	2	3	0	0	5	
H24	男	10	2	0	0	12	33%
	女	2	4	0	0	6	
H25	男	9	3	0	0	12	33%
	女	2	4	0	0	6	

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)



## 2. 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革の促進

女性院生については、後述のインストラクター制度で考慮している。教員相互については、制度の必要性も含めなお検討する。現在は、任意に相談に応じている状況である（事項(1)①）。なお、法曹養成研究科及び関係学部等の有志による交流会が年数回程度行われ、男女共同参画に関する問題点の共有や情報交換に努めている（事項(1)②）。

教員・院生等の待遇等で性別による不公正の有無については、男女共同参画委員会で、公開された資料等のチェックを行っており、とくに院生の状況については、インストラクター会議等で情報交換をしている（事項(2)）。

## 3. 就労・就学と家庭生活との両立支援

本研究科では、子育てに従事する男性教員及び女性教員について、職務の分掌、会議の開催日時等に配慮している（事項①・②）。明文の申し合わせ事項はないが、了解事項と考えられている。また、職業や家庭をもつ院生に対しては、インストラクターや講義担当者においてこれに配慮した就学指導を行っている（事項③）。さらに、平成25年度より、前記長期履修制度が導入されている（事項④）。「ワーク・ライフ・バランス」を保障する職場環境・就学環境が整備されていると評価できる。

## 4. 政策・方針決定への女性の参画の拡大

平成25年4月1日現在、教授における女性比率は目標の20%に達していない。女性教授は、2名（男性教授9名）であるが、うち1名は全学委員会・常置委員会等に関与しない実務家教員であることから引き続き、教授における女性比率の増大に向けての努力が必要である（事項①）。

ただし、本研究科では参加資格を教授に限らない委員会等が多いため、部局全体の会議のほとんどについて女性委員が参加している。下記の表の通り、女性が委員長である委員会が2つあり、運営委員会においても6名中2名が女性委員である（事項②）（資料 E-1-1-1-2）。なお、平成25年度より全学委員会の女性委員が3名となり、前記計画は達成しているが（事項③）、なお積極的な参画が期待される。なお、教員の採用・待遇等における性別による偏見の有無についての点検は、未実施であるが、上記のような現状においては、とくに問題ないと思われる（事項④）。

資料 E-1-1-1-2 運営委員会における女性委員の状況（○は女性委員）

構成	H22	H23	H24	H25
研究科長				
副研究科長				
教務委員長		○	○	
FD委員長				○
入学者選抜委員長		○	○	○
学生支援委員長	○			

（出典：人文社会科学系事務ユニット資料）

## 5. 苦情申立・救済システム

本研究科では、インストラクター制度を採用し、インストラクター連絡会議等で学生の情報を共有している。ほとんどの問題は、上記制度で対応できていると思われる。セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントについては全学のシステムで十分であると考えられるが、現状では各インストラクター及び個別の教員が対応に当たっているため、

上記システムの構築については、今後なお検討を要する。(中期計画番号 K73)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

上記観点ごとの分析において明らかになった通り、「2. 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革の促進」、「5. 苦情申立・救済システム」において若干の検討を要する点が散見されるが、全体において、本研究科における男女共同参画の目的を達成できている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

#### 4. 質の向上度の分析及び判断

(判定結果) 改善・向上している。

(判断理由)

専任教員に占める女性教員の割合は、第1期中期目標期間終了時点(H21年度)では16%であったが、前記の通り、現在では33%にまで向上している。このことは、本研究科における男女の機会均等、意識改革の促進、就労と家庭生活との両立支援等が相当程度において実現されていることを示すものである。このほか、上記観点ごとの分析からも明らかな通り、第1期中期目標期間終了時点と比較して、質は改善、向上しているといえる。

Ⅶ 管理運営に関する自己評価書

## 1. 管理運営の目的と特徴

- ・本研究科における教育・研究活動を円滑に行うため、管理運営体制として、専任教員で構成する法曹養成研究科教授会を置き、その下に、管理・運営に関する重要事項や運営方針等を審議する運営委員会を置いている。
- ・事務組織として、人文社会科学系事務ユニットを置き、総務担当（3名）及び教務担当（2名）により教育研究のサポートを行っている。
- ・自己点検・評価については、研究科発足以来定期的に自己点検・評価、外部評価及び第三者評価（法科大学院認証評価）を実施している。
- ・本研究科に係る活動については本研究ウェブサイトにて公表しており、特に教員紹介においては、教員の専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な教育上の指導能力を有していることを示す資料を掲載し、随時更新している。
- ・市との連携により、人吉市及び天草市（熊本市は別途）へ巡回無料法律相談を実施し住民の相談に応じるとともに、地域固有の法的課題の把握に努めている。

### [想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴に照らして、本研究科では、在校生及び修了生、将来法曹を志願する者（受験生）、及び地域住民等の関係者を想定し、在校生及び修了生からは快適な学習環境（施設設備等）を提供すること、受験生からは本研究科の活動状況等の具体的情報を、広く、かつ迅速に発信すること、地域住民からは自身の抱える法的課題を解決すること等の期待を受けている。

## 2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

### 【優れた点】

- ・平成16年の研究科発足以降、定期的に自己点検・評価及び外部評価を実施しており、2回の法科大学院認証評価においていずれも適格認定を得ている。さらに評価結果に係るPDCAサイクルが組織として定着している。
- ・教員の専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な教育上の指導能力を有していることを示す資料を、本研究科ウェブサイトに掲載している。

### 【改善を要する点】

- ・文・法学部棟における未改修施設の老朽化や、音響機材・設備の陳腐化により安全管理面及び教育面等において支障が生じている。

## 3. 観点ごとの分析及び判定

### 分析項目Ⅰ 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され機能していること

観点1 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

(観点に係る状況)

本研究科は、教育課程の編成、学生の入学・修了及び教員人事等に関する事項を審議するため、教授会を設置している(資料Z-1-1-1-1)。さらに教授会の下に研究科長、副研究科長及び主要委員会委員長で構成する運営委員会を設置し、研究科の基本方針等に係る重要事項を審議している(資料Z-1-1-1-2)。

また、事務組織として、ユニット長、チームリーダー、総務担当(3名)及び教務担当(2名)を配置している。

管理運営組織、事務組織はともに適正な規模・機能を有しており、かつ、研究科における関係委員会組織とも有機的連携体制を構築している(資料Z-1-1-1-3)。

#### 資料Z-1-1-1-1 教授会における審議事項等

第2条 教授会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 法曹養成研究科(以下「本研究科」という。)の専任の教授及び准教授
- (2) 本研究科の授業を担当する法学部の専任の教授及び准教授のうち、教授会が必要と認めたもの

第3条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、並びに研究科長候補者の選考、教員の採用及び昇任のための選考に関する事項を行う。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学、修了その他その在籍に関する事項
- (3) その他本研究科の教育又は研究に関する重要事項

(出典：熊本大学大学院法曹養成研究科教授会規則)

資料 Z-1-1-1-2 運営委員会における審議事項等

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

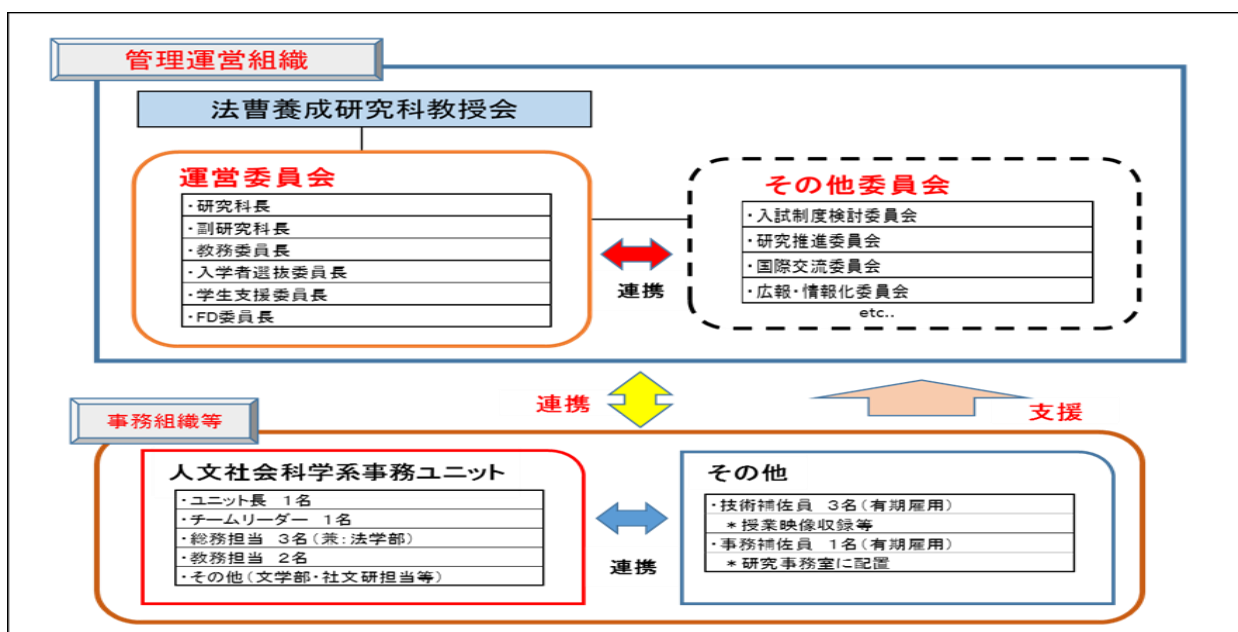
- (1) 研究科長
- (2) 副研究科長
- (3) 教務委員会委員長
- (4) 入試選抜委員会委員長
- (5) 学生支援委員会委員長
- (6) FD委員会委員長
- (7) その他研究科長が必要と認めた者

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法曹養成研究科の基本方針に関すること。
- (2) 法曹養成研究科の管理・運営に関する重要事項
- (3) 法曹養成研究科教授会に提出する審議・報告事項の整理・調整に関すること。
- (4) その他研究科長が必要と認めた事項

(出典：熊本大学大学院法曹養成研究科運営委員会規則)

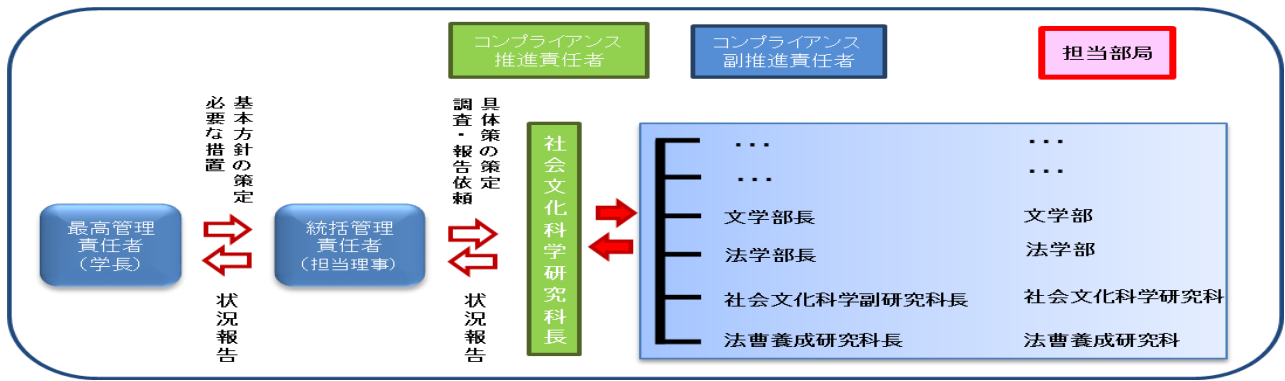
資料 Z-1-1-1-3 管理運営組織と事務組織、関係委員会との関連図



(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

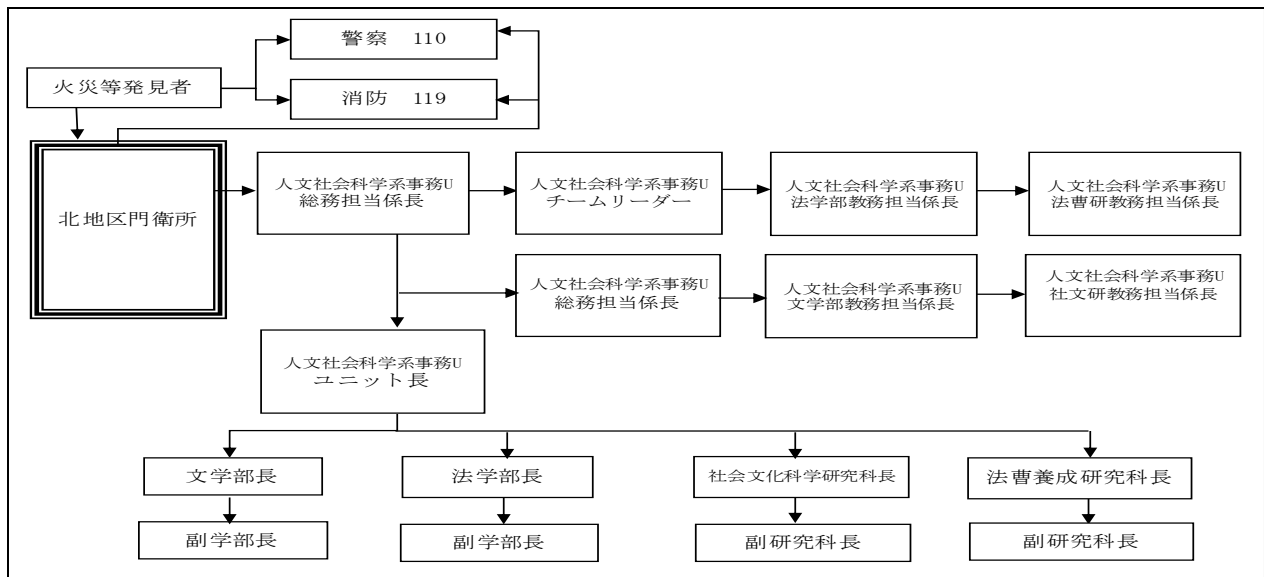
また、危機管理に係る組織的対応として、研究費の不正防止については「国立大学法人熊本大学における競争的資金等の管理等に関する規則」に基づき、人文系四部局における管理体制を構築している(資料 Z-1-1-1-4)。また、災害への備えとして緊急連絡網の整備・自衛消防組織の編成等により不測の事態に備えるとともに、隔年ごとに消防・防災訓練を実施し多数の学生・教職員(H25年度は約200名)の参加を得ている(資料 Z-1-1-1-5、資料 Z-1-1-1-6)。(中期計画番号 K72)

資料 Z-1-1-1-4 人文系四部局における競争的資金の管理体制



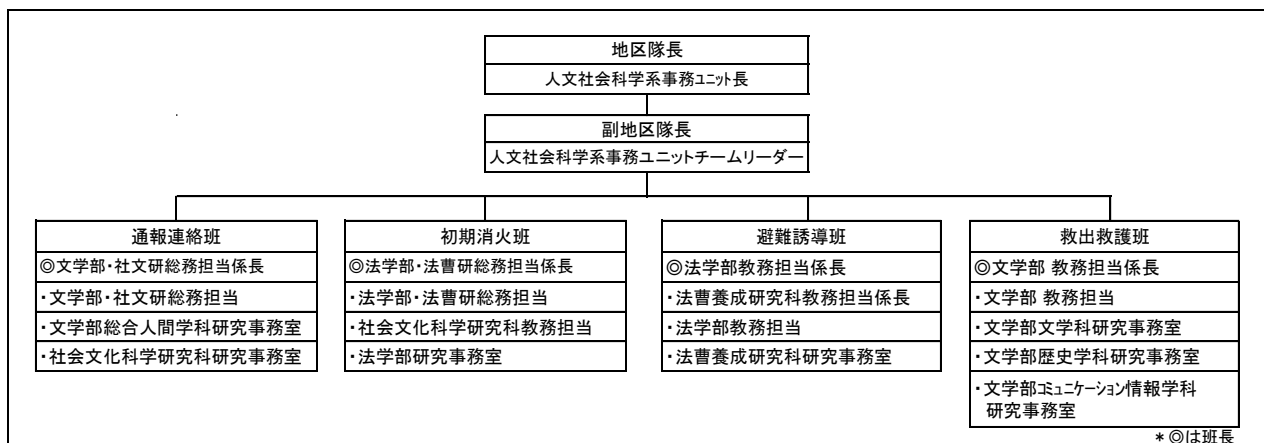
(出典：「熊本大学における競争的資金等の管理等における責任体制図」より抜粋)

資料 Z-1-1-1-5 災害発生時における緊急連絡網の整備状況



(出典：人文系四部局における緊急連絡網)

資料 Z-1-1-1-6 火災発生時の対応組織編成



(出典：自衛消防組織編成表(人文社会科学系地区隊))

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

本研究科は教授会、運営委員会を設置し、関連の委員会及び事務組織との有機的連携体制を構築している。管理運営組織及び事務組織は適正な規模・機能を有しており、危機管理に対しても組織的に対応している。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 構成員(教職員及び学生)、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

(観点に係る状況)

学生からの意見等聴取のため、研究科長と学生との懇談会を定期的実施している(資料 Z-1-1-1-7)。懇談会で出された要望に対しては、関係委員会で検討の上、反映・改善可能な事項については積極的に対応している。また、毎月教授会終了後に教員懇談会を開催し、教育及び管理運営等について活発な意見交換を行っている。事務職員は、各種委員会に陪席し適時意見等を提示・提案している。さらに、定期的に学外有識者による外部評価を実施しており、指摘事項に対しては、改善に向けた取組を行っている(後掲: 資料 Z-1-2-1-4)。(中期計画番号 K68)

資料 Z-1-1-1-7 研究科長と学生との懇談会の状況

開催日	要望事項
H22.11.19	① 法曹養成研究科アカデミック・アドバイザー予算を継続して欲しい。
	② 法学部図書室の使用できる時間が短く、大変不便である。(昼休み不可、17時で閉室等)
H23.06.17	③ 自習室に新聞を置いてほしい。先輩や先生との懇談の機会が今後とも欲しい。
	④ 成績異議申立制度の改善や半期ごとの進級判定の見直しをお願いしたい。
	⑤ 後期は特に時間がほしいのに、選択科目の中に多くの課題を出す授業があるようなので配慮して欲しい。
	⑥ 留年の決まった学生への通知を教授会決定後直ちにしてもらえないか。
H24.11.13	⑦ 講義室のある共用棟黒髪6の建物内にトイレを増設できないか。
	⑧ 留年した場合は、進級に必要な科目の単位数に応じた授業料とできるシステムを検討いただけませんか。
	⑨ 法務学修生の学修支援料の無料化できないか。
	⑩ 法曹養成研究科自習室を24時間開放できないか。
	⑪ 夜間、法曹養成研究科自習室の武夫原側道路が暗いので街灯の設置ができないか。
H25.11.18	⑫ TA制度を法曹養成研究科でも利用できるようにして欲しい。
	⑬ 外灯をさらに増やして欲しい。
	⑭ 授業料を単位制にして欲しい。
	⑮ 学外の人でも分かりやすいように(入構の際に学内地図を配布する等)車道の案内をして欲しい。
<b>上記のうち意見を反映することとした主な事例</b>	
①	意見のとおり現在も継続中である。
②	現在はスタッフの在駐及びアルバイトの雇用等により解消した。
③	予習ゼミ、復習クラス及び入学前学習指導の導入により改善を図った。
④	成績異議申立については一連のスケジュールについて見直しを行った。
⑥	教授会終了直後にインストラクターによる教育指導を実施することとした。
⑨	無償化はならなかったが、学修支援料は大幅に減額された。(31,500円→1,850円/6ヶ月)
⑮	全学的に学内サインが設置され、解消された。
その他	要望により自習室横に自動販売機を設置した。

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

本研究科は、構成員及び学外関係者から意見を聴取する場を定期的を設定し、ニーズの把握に努めるとともに、適切に管理運営に反映させている。特に学生に関しては、研究科長のほか、学長との懇談会も定期的実施しており、学修、経済及び生活支援面等の多岐にわたり状況・意見等を把握し、可能なものについては適宜運営に反映させている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。



観点 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取り組みが組織的に行われているか。

(観点に係る状況)

本研究科の管理運営組織である運営委員会は、研究科長、副研究科長及び主要委員会委員長で構成されている。各委員は、全学の教学に係る主要委員会委員を努めており、全学の政策決定過程を踏まえた多面的な視点から、業務の運営・管理を行っている(資料 Z-1-1-1-8)。全学委員会で得た情報、新規ルール等については、各委員より教授会で個別に報告が行われ、周知されている。また、各委員は、法科大学院認証評価において、自己点検・評価の実施から訪問調査の対応まで中心的役割を担い、組織における課題の把握から改善に至るプロセスを実践することを通じ、一層の資質向上を図った。

さらに、全学の教職員を対象とした情報セキュリティ研修等の各種研修や、事務職員については、各職域に応じた学内外の研修受講を積極的に推進しており、資質の向上と自己研鑽に努めている(資料 Z-1-1-1-9)。(中期計画番号 K72)

資料 Z-1-1-1-8 運営委員会委員が所属する主な全学委員会(教学に関するもの:H25)

全学委員会名	運営委員会委員
教育研究評議会	研究科長
部局長等連絡調整会議	
教育会議	副研究科長
大学評価会議	
教育会議大学院教育推進委員会	教務委員長
教務委員会	
大学院学資金返還免除候補者学内選考委員会 調査専門委員会	
進路支援委員会	学生支援委員長
入学試験委員会	入学者選抜委員長
FD委員会	FD委員長

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 Z-1-1-1-9 事務職員(人文ユニット)の研修受講状況

職名	参加者数(人)*				主な研修プログラム(主催)
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
事務ユニット長	1	2	3		・国立大学法人等部課長級研修(国立大学協会) ・熊本大学ユニット長研修(学内) ほか
チームリーダー		3	2		・熊本大学チームリーダー研修(学内) ・勤務時間管理に関する研修(学内) ほか
係長	1	10	5	7	・九州地区係長研修(人事院九州事務局) ・九州地区国立大学法人等係長研修(九州大学他) ほか
主任	4	8	2	15	・九州地区学生指導研修会(九州工業大学他) ・情報システム統一研修(文部科学省) ほか
係員	3	7	16	3	・九州地区国立学校会計事務研修(琉球大学他) ・熊本大学中堅職員研修(学内) ほか
事務補佐員	8	2	5	2	・業務遂行能力向上研修(ビジネスマナー等:学内) ・共通スキル育成研修(タイムマネジメント等:学内) ほか
計	17	32	33	27	*参加者数は延べ人数

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

運営委員会委員は、全学の政策決定過程への参画や法科大学院認証評価への対応等により、組織を運営・管理するための必要な資質向上を図っている。また、事務職員についても学内外の研修に積極的に参加し、自己研鑽に努めている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

分析項目Ⅱ 活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

観点 活動の総合的な状況について、根拠となる資料・データ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

(観点に係る状況)

本研究科は、教育活動等の状況について、自己点検・評価を実施している(資料 Z-1-2-1-1)。研究科長及び各種委員会委員長等で構成する評価 WG\*を設置し、法科大学院認証評価及び各種評価に対応している。本 WG は運営委員会及び関係各委員会と有機的連携を図りつつ、評価の実施及び改善に向けた取組を行っている。さらに改善状況については運営委員会を中心に検証を行っており、評価の実施から改善に至る一連の体制を組織的に整備している。(資料 Z-1-2-1-2)

なお、研究科独自の自己点検・評価としては、平成 23 年度に「自己点検・評価報告書〔第 2 号〕」としてとりまとめ、ウェブサイトにて公表している(資料 Z-1-2-1-3)。(中期計画番号 K82)・掲載箇所：<http://www.ls.kumamoto-u.ac.jp/evaluation1.html>

\*評価 WG は H25 年度から自己点検・評価委員会に機能移管。

資料 Z-1-2-1-1 本研究科における自己点検・評価の評価項目

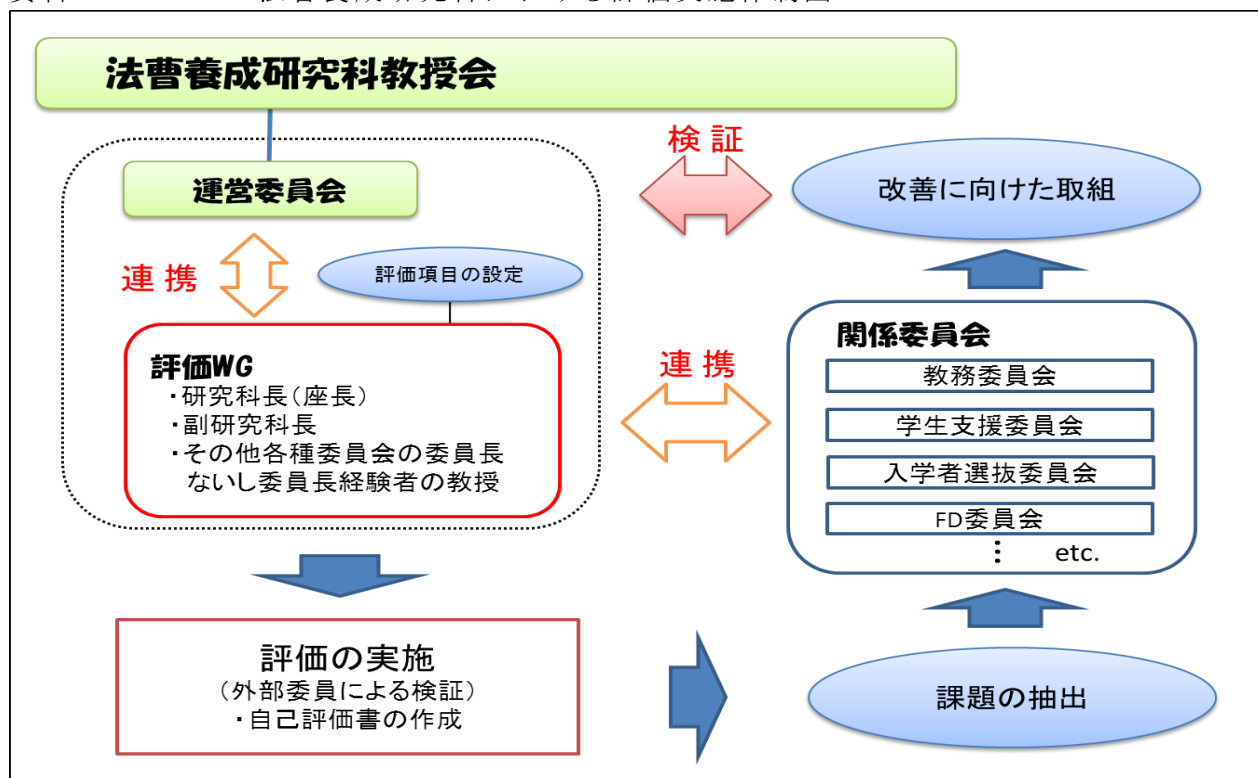
(自己点検・評価の項目)

第 2 条 自己点検・評価の項目は、次のとおりとする。

- (1) 教育課程の編成
- (2) 成績評価の状況
- (3) 入学者選抜の状況
- (4) 学生の在籍状況
- (5) 専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況
- (6) 修了者の進路及び活動状況
- (7) その他自己点検・評価委員会において必要と認めた事項

(出典：熊本大学大学院法曹養成研究科自己点検・評価規則)

資料 Z-1-2-1-2 法曹養成研究科における評価実施体制図



(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 Z-1-2-1-3 H23 年度実施の自己点検・評価における分析項目

第1章 教育の理念及び目標 1 教育の理念及び目標 2 特長及び課題等	第5章 教育内容等の改善措置 1 教育内容等の改善措置 2 特長及び課題等
第2章 教育内容 1 教育内容 2 開設授業科目 3 (*以下略)	第6章 入学者選抜等 1 入学者受入 2 入学者受入に係る責任体制 3 (*以下略)
第3章 教育方法 1 学生数等 2 授業方法 3 (*以下略)	第7章 学生の支援体制 1 学習支援体制 2 生活支援等 3 (*以下略)
第4章 成績評価及び修了認定 1 成績評価 2 履修制限(進級制) 3 (*以下略)	第8章 教員組織 1 教員の資格 2 教員の適性配置 3 (*以下略)

(出典：「法曹養成研究科自己点検・評価報告書〔第2号〕平成23年9月」目次)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

定期的に自己点検・評価を実施し、さらには当該評価結果に基づく外部評価を実施している。評価の実施に際しては、評価WGを中心に各種委員会との連携の下、課題の抽出から改善に至る一連の実施体制を構築している。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

（観点に係る状況）

本研究科においては、平成 23 年度に実施した「法曹養成研究科自己点検・評価報告書〔第 2 号〕」に基づき、平成 24 年 1 月に外部有識者による外部評価を実施した（資料 Z-1-2-1-4）。外部評価の委員には、熊本県弁護士会長及び前会長を選出し、書面調査のほか、授業参観や施設見学を実施した。また、平成 24 年度には、2 回目となる大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価を受審し、適格認定を獲得した（資料 Z-1-2-1-5）。

これらの評価において指摘のあった事項については組織的に検討し、対応可能なものについては適宜改善を図った（後掲資料 Z-1-2-1-6）。（法科大学院認証評価における指摘事項は平成 24 年度内に全て改善済。後掲資料 Z-1-2-1-7）。（中期計画番号 K82）

資料 Z-1-2-1-4 平成 23 年度外部評価における意見・指摘事項等

- 法科大学院を中退した学生の資料（データ）がない。司法試験に合格しなかった場合の選択肢のメッセージを出した方がよい。
- 他大学に進学した学生の追跡調査を個別に実施すべきである。
- 施設面は、充実している。法学部図書館の本も充実している。

（出典：法曹養成研究科外部評価メモ：H24. 1. 26 より抜粋）

資料 Z-1-2-1-5 法科大学院認証評価結果（H24 年度受審）

## I 認証評価結果

**熊本大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。**

- 当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。
  - 学術奨励及び経済的支援を目的とした当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。
  - 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員 16 年以上の実務経験を有している。
- 当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。
  - 光回線で接続した遠隔講義システムが設置され、4 法科大学院（熊本大学・九州大学・鹿児島大学・琉球大学）間の教育連携講義に用いられている。
- 当該法科大学院の留意すべき点として、次のことが挙げられる。
  - 原級留置者が「可」だった授業科目の再履修を希望する場合の取扱いについて、各インストラクターによる履修指導の内容の公平性を担保する制度等が確保されていないため、履修指導の基準を明確にするとともに、履修指導の内容について公平性が担保されるようさらなる検討・改善を図る必要がある。

（出典：熊本大学法科大学院認証評価結果より抜粋）

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

定期的に自己点検・評価を実施し、当該評価結果に基づく外部評価を実施している。外部評価委員には学外有識者を選出し、教育内容から学生支援、施設・設備等に至る幅広い項目について意見・提案を聴取している。また、5年ごとに実施される法科大学院認証評価受審に際しても、適格認定を獲得している。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 評価結果がフィードバックされ、改善のための取り組みが行われているか。

(観点到に係る状況)

上述の自己点検・評価及び外部評価の結果を受け、明らかになった課題等については、その改善に向け組織的な取組を行い、改善を図った。(資料 Z-1-2-1-6、Z-1-2-1-7)

このほか、教員の個人活動評価についても、教育、研究等の領域において、毎年度各教員が策定する年度計画の達成状況評価について研究科長がその内容を確認し、必要に応じ適切な助言等を行い必要な改善を図るとともに、教育・研究活動等の活性化を図っている。

(中期計画番号 K82)

資料 Z-1-2-1-6 H23 年度実施の自己点検・評価結果及び改善状況

自己点検・評価結果	改善状況	備考
評価項目「教育の理念及び目標」及び「教育方法」において、法律未修者に対する学習支援体制をいかに充実し法律基本科目の基礎概念等を修得させるかについて、検討する必要がある。	法学未修生者への対応として、入学前の期間において法律科目の導入的学習指導を行う入学前学習指導、②本研究科OB・OGの若手弁護士による予習クラス、③講義内容の確認及び知識の定着を図る復習クラス等を導入することにより、未修者へのフォローを行った。	改善済
評価項目「教育内容」において、専任教員の入れ替わりを通じて、従来の履修モデルが実効的に実施できなくなっており、履修モデルの見直しが必要となっている。	履修モデルについては、一部関連科目について内容の見直し等を行った上で、関連科目の整理(追加・削除)を行った。また、モデル外の科目として、法律基本科目群の選択科目を充実させた。モデル自体の見直しについては、今後検討する予定である。	関連委員会等において今後検討を行う。
評価項目「教育方法」において、1年次の法律基本科目の再履修クラスの教育効果を今後とも自己点検することにより、2クラス制に基づく教育方法の不断の改善に努める必要がある。	再履修クラスの教育効果等については検証の結果、2クラス制についてはH25年度から廃止し、新たに希望者による復習クラスを設けた。	改善済
評価項目「教育内容等の改善措置」において、1年次再履修科目について、教育内容の水準について教員間に意見のコンセンサスがなないので、教育内容の水準について教員による検討を進める必要がある。	上述のとおり再履修クラスについてはH25年度から廃止しており、希望者による復習クラスを新たに設けた。	改善済
評価項目「成績評価及び修了認定」において、厳格な成績評価の実施に関し、特に非常勤担当科目について評価基準等の周知徹底が十分でない。	既存の絶対評価の基準を見直し新たな基準を策定するとともに、教授会での周知等により非常勤を含む全教員間で共有化を図った。なお、平常点の在り方についても、当該基準に盛り込み併せて周知した。	改善済
評価項目「入学者選抜等」において、入学志願者の減少に伴い、合格者数の決定とその質の確保との板挟みのなかで苦慮しており、入学志願者を増加させる取組みの強化が必要である。	入学者確保の方策として以下の取組を行ったところであるが、依然として入学者確保については十分であるとはいえない。 1) H25年度入試から3年標準コースと2年短縮コースを区分して募集 2) H25年度から長期履修制度を導入 3) H25年度から転入学制度を導入 4) H26年度から入学定員見直し(22→16人) 5) H26年度入試から福岡入試会場を追加 6) H26年度入試から法律科目試験時間及び出題科目を見直し 等	今後も引き続き入学者確保に向け、さらなる取組みを強化していく。

(出典：熊本大学法科大学院年次報告書(平成 26 年 6 月)より抜粋)

## 資料 Z-1-2-1-7 法科大学院認証評価における指摘事項と対応状況

章	改善すべき点	対応状況	備考
2章	法律実務基礎科目に配置されている授業科目「法情報調査」について、教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているため、法律実務基礎科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。	(平成24年度) 「法情報調査」については新たに情報の専門家を講義にあて、さらに研究者教員を外し実務家教員のみで対応することにより、H25年度の授業から、法律実務基礎科目の教育内容となるよう是正を図った。	改善済
2章	展開・先端科目に配置されている授業科目「中小会社法」について、教育内容の多くが法律基本科目の内容にとどまっているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。	(平成24年度) 当該科目担当教員(非常勤)に対し趣旨を説明の上、展開・先端科目の内容に変更するよう要請。 H25年度の授業から、展開・先端科目の授業内容となるよう是正を図った。	改善済
3章	1授業科目において、学生に授業計画や成績評価方法等が事前に周知されていなかったことから、学生にあらかじめ周知されるよう改善する必要がある。	(平成24年度) シラバスについては、成績評価の考慮要素の割合が不明確であるもの等を含め、H25年度開講分から恒常的にチェックし周知を図ることとした。	改善済
4章	平常点の在り方に関する認識が教員間で共有されていないため、平常点の在り方についてさらなる検討・改善の必要があるとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。	(平成24年度) 既存の絶対評価の基準を見直し新たな基準を策定(以下、「評価基準」。)するとともに、教授会での周知等により非常勤を含む全教員間で共有化を図った。なお、平常点の在り方についても、当該基準に盛り込み併せて周知した。(H24年度後期試験から実施)	改善済
4章	一部の授業科目において、成績評価における考慮要素の割合等が不明確であり、学生にあらかじめ周知されていないため、考慮要素の割合等を明確にした上で、学生にあらかじめ周知されるよう改善する必要がある。	(平成24年度) 上述のとおり、シラバスについては、成績評価の考慮要素の割合が不明確であるもの等を含め、H25年度開講分から恒常的にチェックし周知を図ることとした。なお、指摘のあった授業科目については、直後に修正し改善を図った。	改善済
4章	1授業科目において、出席のみをもって加点要素としていることから、出席に関する取扱いについてさらなる検討・改善を図るとともに、全教員に周知徹底する必要がある。	(平成24年度) 出席に関する取扱いについては上述の評価基準に盛り込み、周知を図った。なお、当該授業科目担当教員(非常勤)については、現在雇用していない。	改善済
4章	成績評価基準について、教員への周知が十分でなく、絶対評価について授業科目に対し求められる最小限度の到達度にどのような評点を与えるかなど、評価の尺度が共有されておらず、教員間において評価の尺度にばらつきがあることや、個々の授業科目ごとの絶対評価の基準を学生に対して事前に周知するなどの措置が、組織全体として講じられていないため、組織全体としてさらなる検討・改善を図る必要がある。	(平成24年度) 評価の尺度及び授業科目ごとの評価基準の学生への周知についても上述の評価基準に盛り込み、周知を図った。(H24年度後期試験から実施)	改善済
4章	一部の授業科目において、絶対評価を採用しているにもかかわらず、答案等の厳格な採点を行っていないため、採点の基準について、さらなる検討・改善を図る必要がある。	(平成24年度) 上述の評価基準に記載し、周知を図った。	改善済
4章	筆記試験の実施に関して、持ち込み可としている1授業科目においてレジュメや配付資料を持ち込むことで容易に得点可能となっているため、受験者の学習の成果を的確に反映できるような試験方法がとられるよう、さらなる検討・改善を図る必要がある。	(平成24年度) 上述の評価基準に記載・周知し、さらに、全教員宛に通知する後期試験時間割送付の際に、今後試験は「持ち込み不可」で実施願いたい旨の文書を同封し、周知した。	改善済

(出典：熊本大学法科大学院年次報告書(平成25年6月)より抜粋)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

定期的自己点検・評価結果に基づく外部評価を実施しており、さらには法科大学院認証評価を受審している。評価における指摘事項等に対しては組織的に対応し、PDCAサイクルが定着している。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。



分析項目Ⅲ 教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。(教育情報の公表)

観点 目的(学士課程であれば学部、学科または課程ごと、大学院であれば研究科または専攻等ごとを含む。)が適切に公表されるとともに、構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

(観点に係る状況)

本研究科は、法科大学院案内、学生募集要項、学生便覧、ウェブサイト(全学及び本研究科)等の各種の表現媒体を通じ、本研究科の教育情報を積極的に公表している。さらに、それぞれの媒体を通じ法科大学院の目的・理念を公表し、教育上の理念及び目標を明確に示している(資料 Z-1-3-1-1)。特に、本研究科が養成する法曹像については、モデルを明確化し、各種、表現媒体を通じ公表するとともに、FD等を通じ、教員間における情報の共有に勤めている。(中期計画 K84)

資料 Z-1-3-1-1 本研究科の理念・目標等の公表例



(出典：本研究科ウェブサイト)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

各種、表現媒体に教育情報を掲載することはもちろん、入試説明会や新入生ガイダンス、講義やインストラクターによる学生指導の場などを通じ、学生への丁寧な説明に取り組むとともに、インストラクター会議を通じ、教員間の意識の共有が図られている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表・周知されているか。

(観点に係る状況)

法科大学院案内、学生募集要項、学生便覧、ウェブサイト(全学及び本研究科)等の各種の表現媒体を通じ、本研究科の教育情報、教育上の理念及び目標を公表し、アドミッションポリシー、ディプロマ・ポリシーを明確に示している。(資料 Z-1-3-1-2)

特に、アドミッションポリシーとディプロマ・ポリシーは、オープンキャンパスや入試説明会、新入生ガイダンスなどの場を通じて、積極的に公表し、丁寧に説明している。(中期計画 K84)

資料 Z-1-3-1-2 アドミッションポリシーの公表例

**アドミッションポリシー**

① 熊本大学大学院法曹養成研究科(法科大学院)は、幅広い教養と読解力・理解力・表現力などの基礎学力の上に、社会的正義感、法律実務家になるための適性を有し、かつ、厳しい勉学に耐えうる強い意志と学習意欲のある人を求めます。社会人にあつては、さらに豊かな社会経験を有する人を求めます。

② 2年短縮コースにあつては、これに加えて、直ちに応用的・発展的学習に入ることができる相当程度の実定法律学の基礎学力を有する人を求めます。

**目 次**

I 募集人員 .....  
 II 出願資格 .....  
 (以下略)

(出典：熊本大学大学院法曹養成研究科学生募集要項より抜粋)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

各種、表現媒体に教育情報を掲載することはもちろん、記載された内容について、入試説明会等を通じて、学生に対する丁寧な説明に取り組んでいる。

アドミッションポリシー、ディプロマ・ポリシーについては、ウェブサイト及び各種媒体を通じた周知が徹底されている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 教育研究活動等についての情報(学校教育法施行規則第172条に規定される事項を含む。)が公表されているか。

(観点に係る状況)

教育研究活動等についての情報の公表に関し、法科大学院案内、学生募集要項、学生便覧、ウェブサイト(全学及び本研究科)等の各種媒体を通じ積極的に公表している。(資料 Z-1-3-1-3 及び資料 Z-1-3-1-4) さらに、教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果を「熊本大学大学院法曹養成研究科自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じ公表している(前掲資料 Z-1-2-1-3)。また、大学院紀要(ロージャーナル)を発行し、社会に向けた積極的な公表に取り組んでいる。(中期計画 K84)



## 資料 Z-1-3-1-3 本研究科における教育研究活動等の公表例

<ul style="list-style-type: none"> <li>●概要           <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究科長あいさつ</li> <li>・法科大学院の理念・目標、組織 (収容定員及び在籍者数を含む)</li> <li>・教員紹介</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●進路           <ul style="list-style-type: none"> <li>・修了者の状況</li> <li>・キャリア支援</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育           <ul style="list-style-type: none"> <li>・履修内容(成績評価、進級及び教育方法を含む)</li> <li>・カリキュラム</li> <li>・学習支援</li> <li>・教育研究プロジェクト</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入試・学費           <ul style="list-style-type: none"> <li>・入試情報</li> <li>・過去の入学試験問題</li> <li>・学費・奨学金</li> <li>・入試説明会</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設           <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設案内</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●附属臨床法学教育研究センター           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ローセンター</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●評価           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・評価</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●FAQ           <ul style="list-style-type: none"> <li>・Q&amp;A</li> </ul> </li> </ul>

(出典：本研究科ウェブ・コンテンツ)

## 資料 Z-1-3-1-4 本研究科教員紹介・プロフィール (フォーマット)

教員氏名 (ふりがな) . . .	
最終学位／学歴	. . .
主要職歴	. . .
専攻分野	. . .
担当科目	. . .
研究テーマ	(2つ以内)
主要業績	(最近5年間の3編)
社会貢献活動	(学外の委員会、審議会等)

(出典：本研究科ウェブサイト(教員紹介))

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

教育研究活動等については、教員の担当する専門分野における教育上又は研究上の業績をはじめ、高度な教育上の指導能力を有することを示す資料がウェブサイトの「教員紹介」を通じて公表されている。

また、専任教員については、その専門知識を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報についても公表されており、社会に向けた情報発信に取り組んでいる。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

分析項目VI 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。(施設・設備)

観点 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

(観点に係る状況)

本研究科の設備は資料 Z-1-4-1-1 の通りである。未改修施設の老朽化や、音響機材・設備の HDMI 信号(デジタル映像信号)化への対応が遅れていることが問題となっている。耐震化については全学的な施設整備がなされている。また、学生が利用しうる建物入口にはすべてスロープが設置されており、文法棟・全学教育棟にはエレベーターが設置され、少なくとも1カ所の入口は自動ドアである(資料 Z-1-4-1-2)。防犯については、自習室棟への入口はカードキーで解錠する方式で、外部者の侵入はできない。また、自習室棟の道路側には照明灯が設置されている。(中期計画番号 K86)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

資料 Z-1-4-1-1 の施設の多くは有効に利用されているものの、一部十分に活用できていない部分がある。全学教育棟には確かにエレベーターはあるが、講義室からは相当遠い。

以上のことから関係者から期待される水準にあると判断する。

資料 Z-1-4-1-1 本研究科における教育・研究施設

研究科長室	1室	45 m <sup>2</sup>	文法棟 2階
①教員研究室	21室	441 m <sup>2</sup>	文法棟 2階・南棟 1～4階
②講義室	2室	163 m <sup>2</sup>	全学教育棟 E 1階・F 1階
③演習室(談話室を含む)	1室	31 m <sup>2</sup>	全学教育棟 F 1階
④自主ゼミ室	3室	86 m <sup>2</sup>	文法棟 2階
⑤法廷教室	1室	98 m <sup>2</sup>	全学教育棟 F 3階
⑥遠隔講義室(兼講義室)	1室	90 m <sup>2</sup>	全学教育棟 F 2階
⑦遠隔講義準備室	1室	15 m <sup>2</sup>	全学教育棟 F 2階
⑧自習室棟	1棟(自習室 2室・談話室・ロッカー室等)	326 m <sup>2</sup>	
⑨学生指導室	1室	21 m <sup>2</sup>	文法棟 2階
⑩キャリア支援室	1室	21 m <sup>2</sup>	文法棟 2階
⑪非常勤講師室	1室	21 m <sup>2</sup>	文法棟 2階
⑫法科大学院研究事務室	1室	21 m <sup>2</sup>	南棟 1階
⑬印刷室	1室	21 m <sup>2</sup>	南棟 1階
⑭附属臨床法学教育研究センター(会議室 1室・リーガル・クリニック室 1室)		105 m <sup>2</sup>	全学教育棟 F 4階
⑮演習室	1室	48 m <sup>2</sup>	全学教育棟 F 4階
⑯自習室(仮)	1室	150 m <sup>2</sup>	全学教育棟 F 4階

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

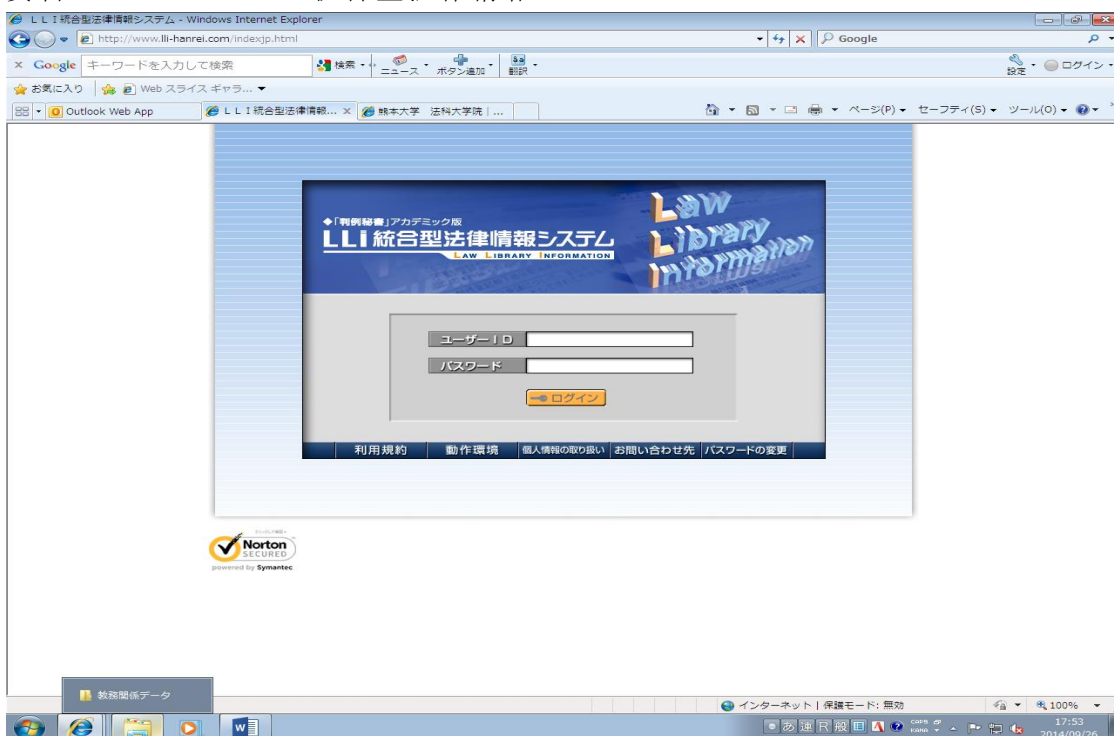


資料 Z-1-4-1-3 熊本大学法科大学院教育支援システム



(出典：法科大学院教育支援システム)

資料 Z-1-4-1-4 LLI 統合型法律情報システム



(出典：LLI 統合型法律情報システム)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

上記教育支援システムは講義の準備等の学習に有効である。また、必修科目の講義録画はいつでも視聴できることで復習に役立っている。

以上のことから関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

(観点到に係る状況)

まず、自習室棟には基本図書が下記資料 Z-1-4-1-3 及び Z-1-4-1-4 の通り整備されており、開室時間中は自由に利用できる。また、文法棟 1 階に法学部図書室が設置されており、専門図書・雑誌が備置されている。より詳しい研究のためには、熊本大学付属図書館の利用が可能である。さらに、上記ロー・ライブラリーにより、判例検索・文献検索が可能である。(中期計画番号 K90)

#### 資料 Z-1-4-1-3 自習室所蔵の図書数

分野	冊数	分野	冊数
法学一般	98	民事訴訟法	305
別冊ジュリスト判例百選	103	刑事訴訟法	201
憲法	269	国際私法	103
行政法	135	労働法	121
民法	326	その他	577
私法判例リマークス	24	新司法試験問題集	56
商法	167	最高裁判判例解説 民事篇	77
刑法	191	最高裁判判例解説 刑事篇	58
総数		2811	

(出典：法曹養成研究科研究事務室資料)

#### 資料 Z-1-4-1-4 学生リクエストによる図書購入冊数

購入年度	23年度	24年度	25年度
購入冊数	69冊	48冊	29冊

(出典：法曹養成研究科研究事務室資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

自習室棟の基本図書は、教員が講義に役立つものとして選書するほか、学生の希望を聞いて収集されている(資料 Z-1-4-1-4)。禁帯出であるが、自習室棟には専用コピー機が設置され、複写が可能である。ただ、自習室内での持ち歩き等なお検討課題がある。より詳しい資料の閲覧には法学部図書室・附属図書館が利用できる。

以上のことから関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 自主学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

(観点に係る状況)

学習場所の確保として、自習室には各学生1台の専用キャレルが設置されている(キャレル総数128席)。ソフト面では、まず、自主学習支援として、熊本県弁護士会と連携し、当研究科修了生を中心とする若手弁護士による勉強会が開催されている(資料Z-1-4-1-5)。また、教員監修または学生のみ自主ゼミが多く存在し、場所としては既述の演習室、談話室、自主ゼミ室の他、自習室棟の談話室、学生指導室が利用できる。(中期計画番号K89)

資料Z-1-4-1-5 若手弁護士による勉強会の開催状況(平成25年度)

No.	勉強会	出席数	担当者1	担当者2	答案作成	答案提出	提出数	チューター	担当者1	担当者2
1	6月13日(木)	6			6月5日(水)	6月6日(木)	8	6月18日(火)		
2	6月21日(金)	4			6月12日(水)	6月13日(木)	7	6月25日(火)		
3	6月28日(金)	5			6月19日(水)	6月20日(木)	5	7月2日(火)		
4	7月4日(木)	4			6月26日(水)	6月27日(木)	8	7月9日(火)		
5	7月12日(金)	2			7月3日(水)	7月4日(木)	2	7月16日(火)		
6	7月18日(木)	2			7月10日(水)	7月11日(木)	4	7月23日(火)		
7	7月26日(金)	2			7月17日(水)	7月18日(木)	2	7月30日(火)		
8	8月16日(金)	0			8月7日(水)	8月8日(木)	0	8月20日(火)		
9	8月23日(金)	2			8月14日(水)	8月15日(木)	1	8月27日(火)		
10	8月30日(金)	2			8月21日(水)	8月22日(木)	1	9月3日(火)		
11	9月6日(金)	2			8月28日(水)	8月29日(木)	1	9月10日(火)		
12	9月13日(金)	2			9月4日(水)	9月5日(木)	2	9月17日(火)		
13	9月20日(金)	1			9月11日(水)	9月12日(木)	1	9月24日(火)		
14	9月27日(金)	3			9月18日(水)	9月19日(木)	2	10月1日(火)		
15	10月4日(金)	0			9月25日(水)	9月26日(木)	0	10月8日(火)		
16	10月11日(金)	3			10月2日(水)	10月3日(木)	1	10月15日(火)		
17	10月18日(金)	3			10月9日(水)	10月10日(木)	3	10月22日(火)		
18	10月25日(金)	3			10月16日(水)	10月17日(木)	3	10月29日(火)		
19	11月1日(金)	3			10月23日(水)	10月24日(木)	3	11月5日(火)		
20	11月8日(金)	2			10月30日(水)	10月31日(木)	1	11月12日(火)		
21	11月15日(金)	2			11月6日(水)	11月7日(木)	2	11月19日(火)		
22	11月22日(金)	2			11月13日(水)	11月14日(木)	2	11月26日(火)		
23	11月29日(金)	3			11月20日(水)	11月21日(木)	3	12月3日(火)		
24	12月6日(金)	4			11月27日(水)	11月28日(木)	4	12月10日(火)		
25	12月13日(金)	3			12月4日(水)	12月5日(木)	2	12月17日(火)		
26	12月20日(金)	3			12月11日(水)	12月12日(木)	2	12月24日(火)		
27	1月10日(金)	2			12月18日(水)	12月19日(木)	2	1月14日(火)		
28	1月17日(金)	1			1月8日(水)	1月9日(木)	1	1月21日(火)		
29	1月24日(金)	2			1月15日(水)	1月16日(木)	2	1月28日(火)		
30	2月7日(金)	2			1月22日(水)	1月23日(木)	2	2月11日(火)		
31	2月14日(金)	2			2月5日(水)	2月6日(木)	2	2月18日(火)		
32	2月21日(金)	0			2月12日(水)	2月13日(木)	0	2月25日(火)		
33	2月28日(金)	0			2月19日(水)	2月20日(木)	0	3月4日(火)		
34	3月7日(金)	1			2月26日(水)	2月27日(木)	1	3月11日(火)		
35	3月14日(金)	1			3月5日(水)	3月6日(木)	0	3月18日(火)		

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

各自専用のキャレルを利用できることは、講義外での学習に非常に有効である。上記勉強会は、昨年度より1年次向けに開始したが、対象学生の過半数が利用し、好評である。自主ゼミは数多く開催されており(教育領域参照)、学生指導室の利用を認めるなどの措置で場所は何とか確保できている状況である。しかし、夜間の時間帯に行われる場合、鍵の管理など課題は残っている。

以上のことから関係者から期待される水準にあると判断する。

## 4. 質の向上度の分析及び判定

- (1) 分析項目Ⅰ 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され機能していること。  
「重要な質の変化あり」  
(判定結果) 改善・向上している。  
(判断理由)  
事務組織(人文社会科学系事務ユニット)については、H22年度の事務改編に伴い、業務の総点検を実施し、第1期中期目標期間(以下、「第1期」という。)に比して大幅な効率化・合理化を図った。危機管理については、消防・防災訓練の実施(H23、H25)やコンプライアンス体制の構築等、第1期にはなかった新たな取組みを行った点等において、改善・向上していると判断する。
- (2) 分析項目Ⅱ 活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。  
(判定結果) 質を維持している。  
(判断理由)  
本研究科は、規則に基づく自己点検・評価、外部評価及び第三者評価(法科大学院認証評価、中期目標期間評価)を第1期に続き定期的実施しており、法科大学院認証評価(H24)においては適格認定を獲得し、また、各評価結果については、評価実施体制に基づき、改善に繋げている。これら一連のPDCAサイクルが組織として定着していることから、質を維持していると判断する。
- (3) 分析項目Ⅲ 教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。(教育情報の公表)  
(判定結果) 質を維持している。  
(判断理由)  
大学のウェブサイト、SOSEKIシステム、本研究科のウェブサイト、募集要項、学生便覧、パンフレットなど、多様な表現媒体を活用することで、積極的な公表活動がなされている。また、単に情報を掲載するだけでなく、毎年行われる入試説明会や入学ガイダンス、インストラクターによる面談など、フェイス・トゥ・フェイスによる丁寧な説明が実施されている。以上のことから、質を維持していると判断する。
- (4) 分析項目Ⅳ 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。(施設・設備)  
(判定結果) 質を維持している。  
(判断理由)  
教育研究活動に必要な施設・設備は、安全・防犯についても配慮の上、第1期と比べて整備が進んでいる。ICT環境、学習・研究資料ともに期待される水準にあり、また、自主学習支援のための設備・人的支援体制も、第1期に比べ充実し、いずれも有効に活用されている。以上のことから、質を維持していると判断する。